

平成27年度予算 補助金支出一覧

1. 補助金支出一覧
2. 新規補助金概要シート
3. 補助金等の見直し

本一覧は、一般会計、準公営企業会計歳出の
〔細節〕補助金、〔細節〕児童生徒就学費補助金、〔細節〕奨学費補助金、
〔細節〕信用保証協会補助金、〔細節〕利子補給金
について掲載している。
なお、公益財団法人は(公財)、一般財団法人は(一財)、公益社団法人は
(公社)、一般社団法人は(一社)、株式会社は(株)、社会福祉法人は(社福)、
独立行政法人は(独)と表記している。

大阪市

1. 補助金支出一覧(平成27年度予算)

(一般会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検 証年度
1	危機管理室 危機管理課	大規模地下空間浸水対策事業費助成金	大阪駅周辺地区の地下街もしくは地下街に接続するビル等の所有者または管理者	10,000,000	0	大規模な浸水実績がある大阪駅周辺地区において、内水氾濫に対する地下空間の浸水対策を促進するため、地下街や接続ビルの出入口に止水板を設置する施設管理者に対して補助を行うことにより、大規模地下空間の水害時の安全性の確保を図る	大阪駅周辺地区において内水氾濫によって浸水のおそれがある出入口に止水板を設置する地下街や接続ビルの管理者に対して、止水板設置工事に要する経費の2/3を補助する(補助上限:200万円/1ヵ所)	H27	H28
2	経済戦略局 総務部総務課	公立大学法人大阪市立大学施設整備費補助金	公立大学法人大阪市立大学	551,840,000	32,313,000	安定的かつ市政に貢献する大学運営に資するため、地方独立行政法人法第27条第1項の規定により法人が定める年度計画に基づく大阪市立大学の施設整備にかかる事業を実施する公立大学法人大阪市立大学に対して補助を行うことにより、大阪市立大学における教育・研究・地域貢献活動の推進を図る	大阪市立大学の施設整備にかかる事業を実施する公立大学法人大阪市立大学に対して、当該事業の実施に要する経費(工事費等)の10/10に相当する額を上限として補助する	H21	H27
3	経済戦略局 文化部文化課	芸術活動振興事業助成金	芸術活動を行う団体または個人	63,000,000	23,000,000	芸術活動の水準向上と発展を図るとともに市民の文化・芸術の振興を図るため、文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる芸術活動を行う団体または個人に対して補助を行うことにより市民に芸術にふれる機会を提供する	文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる芸術活動を行う団体または個人に対し、芸術活動に要する会場費等の経費の一部を補助する 【一般助成】 補助率:助成対象経費の1/2以内、補助上限:20万円 【特別助成】 補助率:助成対象経費の1/2以内、補助上限:400万円 ①都市魅力特別助成 大阪の都市魅力創造・向上・発信に資することが期待される芸術活動に対し助成 ②大阪文化力向上特別助成 大阪の文化力向上・発信に資することが期待される芸術活動に対し助成 ③上方古典芸能特別助成 上方古典芸能を広く発信することが期待される芸術活動に対し助成 ※②・③については、市民または市内に主たる事業所をもつ団体のみ申請可能	H4	H29
4	経済戦略局 文化部文化課	芸術・文化団体サポート事業助成金	芸術文化活動を行う団体	4,750,000	0	ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者があらかじめ登録された芸術・文化団体を選んで本市へ寄附を行い、その寄附金を財源として当該団体に補助を実施することにより、寄附文化の醸成を図るとともに芸術・文化団体の活動促進を図り、民間の力を最大限に生かす「文化自由都市、大阪」をめざす	あらかじめ募集・登録された市内を拠点として活動する公益社団・公益財団法人、認定NPO法人、認証NPO法人などの芸術・文化団体の活動に対して、寄附金を募集し、その寄附金の範囲内で当該団体の活動に要する事業費・管理費等の経費を補助する	H27	H29
5	経済戦略局 文化部文化課	(公財)文楽協会補助金	(公財)文楽協会	0	39,000,000	日本を代表する伝統芸能として、国の重要無形文化財であり、ユネスコ世界無形遺産にも指定されている「人形浄瑠璃文楽」の発展・振興を図るため、文楽の公開・普及・伝承者の育成等の運営を行う(公財)文楽協会に対し、支援を行う	(1)(公財)文楽協会が一層の集客を図り、大阪公演の有料入場者数が一定数を上回る場合に広報費等の管理費の1/2以内で、かつ集客数に応じて算出された金額の範囲内で補助する (2)(公財)文楽協会と技芸員契約を締結している技芸員に対し文楽協会が補助する文楽活動に必要な公演衣裳代等の経費のうち、文楽協会が支出した額の1/2以内で補助する(補助上限:4月1日現在40歳以下の技芸員18万円、4月1日現在41歳以上の技芸員9万円)	S37	H26
6	経済戦略局 文化部文化課	(公社)大阪フィルハーモニー協会事業補助金	(公社)大阪フィルハーモニー協会	0	42,000,000	大阪の音楽文化の普及・発展を図るため、大阪フィルハーモニー交響楽団を運営する、(公社)大阪フィルハーモニー協会の演奏事業に対して助成を行う	(公社)大阪フィルハーモニー協会に対して、大阪市内で開催する演奏事業に必要となる会場費等の経費を1/2以内で補助する	S35	H26
7	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課	競技力向上事業補助金	競技力向上の取り組みを行う団体	11,350,000	11,350,000	競技大会の開催・指導者育成事業の実施等、競技力向上の取り組みを行う団体に対し補助を行うことで、賑わいづくりとスポーツ振興の相乗効果によりスポーツによる都市魅力の創出を図る	本市競技施設などを活用し、競技大会の開催等、総合的に競技力の向上を図る事業を実施する団体に対して、事業の実施に要する借料・使用料等の経費を1/2以内で補助する(補助上限) 国体種目・オリンピック種目:550千円 その他の種目:225千円	H24	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
15	経済戦略局 産業振興部 金融課	大阪市中小企業制度融 資代位弁済補助金	大阪信用保証協会	1,497,000,000	1,734,000,000	大阪市中小企業制度融資の実施による信用保証協会の負担軽減のため、大阪信用保証協会に対して補助を実施することにより、市内中小企業の資金調達の円滑化を図り、その振興・発展をもって大阪経済の活性化に資する	大阪市中小企業制度融資にかかる代位弁済を行った大阪信用保証協会に対して、代位弁済額を85～95%((株)日本政策金融公庫の保険金(代位弁済額の約70～90%)相当額を予め差し引いた額)の範囲内で補助する	S17	H29
16	経済戦略局 産業振興部 金融課	大阪市中小企業制度融 資信用保証料補助金	大阪信用保証協会	0	1,565,000	経営基盤の脆弱な小規模事業者等の負担軽減のため、大阪市中小企業制度融資にかかる信用保証料の補助を信用保証協会に対して行うことにより、市内中小企業の資金調達の円滑化を図り、その振興・発展をもって大阪経済の活性化に資する	大阪市中小企業制度融資の保証承諾を行った信用保証協会に対して、特定の制度融資にかかる信用保証料を1/2以内で補助する	S48	H26
17	総務局 行政部総務課	北方領土返還運動推進 大阪府民会議補助金	北方領土返還運動推進 大阪府民会議	180,000	180,000	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の費用を図るため、北方領土返還に関する各種広報、啓発活動等を実施する北方領土返還運動推進大阪府民会議に対して補助を実施することにより、北方領土返還運動の推進を図る	北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動に要する啓発物品等の経費について、当該経費の1/2を上限として補助する	S57	H27
18	総務局 行政部行政課	弁護士報酬等補助金	職員	560,000	0	職務に関連する職員個人を被告とする訴訟において、弁護士報酬の費用を本市が負担するため、当該職員に対して補助を実施することにより、職員が職務に専念できる環境を整え、もって本市の事務事業の円滑な執行及び推進を図る	職務に関連する職員個人を被告とする訴訟に勝訴した職員に対して、必要性が認められる場合に、当該訴訟に要する弁護士報酬等を補助する	H27	H29
19	市民局 総務部総務課	地域集会施設改修整備 補助金	地域住民団体	8,800,000	8,800,000	おおむね小学校区の地域住民団体により管理運営される地域集会施設の老朽化等によって行う改修・補修もしくは整備に要する経費を補助することにより、地域活動拠点としての継続利用を図る	地域住民団体により管理運営される地域集会施設の改修・補修の際に要する経費の一部を補助する ・補助対象事業 (1)雨漏り関連工事 (2)腐食による補強工事 (3)外構の改修工事 (4)電気・給排水・衛生・ガス・空調関連工事 (5)その他関係各庁の立入検査等により指摘を受け改善が必要と認められる設備改善工事 ・補助率:1/2(補助上限:110万円)	H2	H28
20	市民局 総務部総務課	ポトピア梅田環境整 備事業補助金	北区の地域住民団体	0	128,434,000	北区における地域住民団体が行う環境整備事業等に対して補助することにより、区における住民主体のまちづくりを支援し、地域の活性化を図る	北区における地域住民団体が行う環境整備事業等に対して補助 ・補助率:10/10	H22	H26
21	市民局 総務部総務課	塚本地域集会施設設置 補助金	塚本福祉会館運営委員 会	0	19,500,000	併設する本市もと職員寮の解体撤去に伴いあわせて解体撤去することとなった塚本地域集会施設の移転のため、施設を設置する塚本福祉会館運営委員会に対して補助を行うことにより、コミュニティ活動の継続的推進を図る	地域集会施設の移転に伴う建替整備に要する経費の一部を補助する(1回限り) ・対象事業 施設の新築または購入に要する経費 (用地買収費、借地料、整地費及び取りこわし費を除く) ・補助率:10/10(補助上限:1,950万円)	H26	H26
22	市民局 ダイバーシティ 推進室 雇用・勤労施策課	就職困難者等の就職に 向けた支援が必要な人 に対する就業支援事業 補助金	就職に向けた支援が必要 な人に対する就業支援 に理解のある企業・ 事業所を相当数以上会 員等とする団体	2,680,000	2,680,000	就職に向けた支援が必要な人が雇用・就労に結びつきにくい状況の中で、本市施策を補完するものとして、就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図るため実施する事業に対して補助する	就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図るため実施する対象事業に対して補助 ・補助対象事業 (1)人材開発・養成事業 (2)就職マッチング事業 (3)情報発信・研究開発事業 ・補助率:1/2	H14	H29
23	市民局 ダイバーシティ 推進室 男女共同参画課	男女共同参画施策推進 基金補助金	男女共同参画の推進に 取り組んでいる市民活 動団体	0	800,000	男女共同参画活動を実施する市民活動団体に対して補助を行うことにより、市民による寄附を通じた社会参加を促進し、自主的な男女共同参画推進活動の推進を図る	男女共同参画施策推進基金を活用し、大阪市民活動推進事業団体登録要綱に基づきあらかじめ登録された市民活動団体の公益的な活動に対し補助する ・対象事業 特定非営利活動促進法における活動分野で、補助対象団体が行う公益的な事業として市長が認定した事業 ・補助率:1/2(限度額500千円)	H23	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
24	市民局 区政支援室 市民活動支援担当	市民活動推進事業補助金	市民活動団体	3,500,000	3,500,000	市民活動を実施する市民活動団体に対して補助を行うことにより、団体の活動促進とともに、市民の寄附を通じた社会参加を促進し、自立的な市民活動の推進を図る	区政推進基金を活用し、大阪市市民活動推進事業団体登録要綱に基づきあらかじめ登録された市民活動団体の公益的な活動に対し補助する ・補助対象事業 特定非営利活動促進法における活動分野で、補助対象団体が行う公益的な事業として市長が認定した事業 ・補助率:1/2	H19	H27
25	市民局 区政支援室 市民活動支援担当	大阪市保護司会連絡協議会(犯罪予防活動事業)補助金	大阪市保護司会連絡協議会	522,000	522,000	保護司会による犯罪予防活動の推進強化にかかる事業に対し補助を行うことにより、安全なまちづくりの促進に寄与することを目的とする	保護司会が実施する街頭での一斉行動など犯罪予防活動事業について補助を行う ・補助対象事業 防犯・暴力追放運動の支援事業 ・補助率:1/2	H20	H27
26	市民局 区政支援室 市民活動支援担当	大阪府防犯協会連合会に対する補助金	(公社)大阪府防犯協会連合会	3,000,000	3,500,000	大阪市内における防犯意識の高揚を図るために連合会が実施する地域安全運動等の事業に対し補助を行うことにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを促進する	(公社)大阪府防犯協会連合会の実施する対象事業について、補助を行う ・補助対象事業 「地域安全活動」事業 ・補助率:1/2	S30	H29
27	都市計画局 計画部 都市計画課	エリアマネジメント活動推進事業補助金	本市が認定する事業計画に基づき都市利便増進施設の整備等を行う都市再生推進法人	28,188,000	0	市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共空間の創出及び維持発展を促進するため、本市が認定する事業計画に基づき都市利便増進施設の整備等を行う都市再生推進法人に対して補助を行うことにより、都市の魅力の向上を図ることを目的とする	大阪市エリアマネジメント活動促進条例に基づき本市が認定した事業計画に基づき実施する都市利便増進施設の一体的な整備または管理事業を行う都市再生推進法人に対して、施設の整備または管理に必要な歩道空間維持管理業務等の経費について全額補助する(補助上限:認定年度計画の認定額)	H27	H29
28	都市計画局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業費補助金(鉄道駅耐震補強事業費補助金)	耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)	70,750,000	69,917,000	鉄道駅耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、主要な鉄道駅の耐震補強の促進を図ることを目的とする	今後発生が予測される大規模地震に備え、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急実施を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)が行う耐震補強に要した本工事、付帯工事費に対して、国等と協調し補助金1/6以内を交付する	H19	H27
29	都市計画局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業費補助金(鉄道における南海トラフ地震対策促進事業)	耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)	12,334,000	0	鉄道施設の耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、新たに対象となった民間鉄道施設(高架橋・橋りょう等)の耐震補強対策を促進し、もって、鉄道利用者や高架下の歩行者などの市民生活の安全・安心の確保を図ることを目的とする	今後発生が予測される大規模地震に備え、高架橋・橋梁等の民間鉄道施設について、国の耐震基準に基づき耐震補強の緊急実施を図る事業に対して、耐震補強に要した本工事、付帯工事費について、国等と協調し補助金1/6以内を交付する	H27	H29
30	都市計画局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業費補助金(地下駅における浸水対策促進事業)	浸水対策事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)	10,000,000	0	地下駅の浸水対策事業を行う鉄道事業者(JRを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、民間鉄道の地下駅の浸水対策を促進し、もって、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする	大阪市地域防災計画に定めるハザードマップを踏まえ、浸水防止対策が必要な地下駅において、浸水対策の実施を図る事業に対して、浸水対策に要した本工事、付帯工事費について、国等と協調し補助金1/6以内を交付する	H27	H29
31	都市計画局 計画部 交通政策課	大阪外環状線整備事業費補助金	大阪外環状鉄道(株)	287,000,000	492,000,000	大阪外環状鉄道(株)が行う大阪外環状線整備事業にかかる経費に対し、補助金を交付し、大阪外環状線の整備を促進することを目的とする	大阪外環状線の整備事業にかかる土木、線路設備、開業設備、用地費(補助対象事業費)に対して、国の幹線鉄道等活性化事業費補助制度(12.96%)に基づき、国等と協調し補助金(本市負担率:41%)を交付する(補助額:補助対象事業費×12.96%×41%)	H8	H27
32	都市計画局 計画部 交通政策課	バスネットワーク維持改善補助金	補助対象路線を運行するバス事業者	607,062,000	676,455,000	市域内の公共交通ネットワークに欠かせない市域内バス路線のうち、事業者による相応の経営努力をもってしてもその維持が困難な路線を運行するバス事業者に対し、その運行の維持に必要な経費の一部を補助することにより、市域内の公共交通ネットワークの安定的かつ継続的な維持及び充実を図り、良好な生活環境及び活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立に寄与することを目的とする	標準的な乗合バス事業者による相応の経営努力をもってしても採算性の確保が困難であるが、市域内の公共交通ネットワークの形成に欠かせない乗合バス路線であって、一定の需要があるなどの認定要件を満たす運行系統(地域サービス系路線)を運行するバス事業者に対して、京阪神ブロック民営標準原価を基準に算定した当該系統の運行にかかる経常経費(一部事業者の経費を含む)の総額から、経常収益の総額を差し引いた収支差の全額(補助率:収支差100%)を補助する	H26	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
33	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪シティアターミナル内公的施設管理運営補助金	(株)湊町開発センター	372,401,000	380,000,000	株式会社湊町開発センター(MDC)が管理運営を行う大阪シティアターミナル(O.C.A.T)内に設置された公的施設のうち、特に非収益性・低収益性を有する「バスターミナル」及び「公共通路」の管理運営及び公共施設の機能を維持するために必要な費用に関し、MDCに対して補助金を交付することで、O.C.A.Tの公的機能を維持することを目的とする	「バスターミナル」及び「公共通路」の公的施設の管理運営及び公共施設の機能を維持する事業に要する経費に関して、管理運営費とバスターミナルの収入等の差額分及び公共機能維持経費に対して100%補助金を交付する	H10	H27
34	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪ドーム公的施設管理運営補助金	(株)大阪シティドーム	38,387,000	38,387,000	(株)大阪シティドームが行う大阪ドーム外周に設置された公的施設の管理運営にかかる経費に関し補助金を交付することにより、大阪ドームの公的機能を維持することを目的とする	公的施設であるドーム外周デッキの施設管理運営事業にかかる維持管理費等に対して100%(上限:38,387千円)補助金を交付する	H13	H27
35	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪への集客に寄与する大阪ドーム施設利用補助金	(株)大阪シティドーム	85,799,000	85,799,000	(株)大阪シティドームへの補助金交付を通じてドーム使用料を減額することにより、ドームの特性を活かしたMICEの開催を促進し、大阪の集客魅力を向上することを目的とする	京セラドーム大阪における一定規模以上の集客効果を有するMICEを対象に、以下のとおり施設利用に対して補助金を交付する ・個々の補助対象事業について、徴収した使用料と正規使用料との差額の1/2と正規使用料の1/3の低い方とする ・閑散期(1月1日～2月末)における開催や初開催、1万人以上の参加者での開催については、徴収した使用料と正規使用料との差額の1/2まで増額可能な割増制度を設ける	H13	H29
36	都市計画局 開発調整部 開発誘導課	まちづくり活動支援制度に基づく助成金	大阪市が認定したまちづくり推進団体	1,450,000	1,350,000	本市が認定した「まちづくり推進団体」に対し、住民等による自発的なまちの整備・改善及び保全等にかかるまちづくり構想を策定するために必要なまちづくり活動に要する経費を補助することにより、地域の実情に応じた住み良いまちづくりを市民と本市が協力して推進することを目的とする	本市が認定したまちづくり推進団体に対し、活動に必要な経費の1/2以内(補助上限:30万円)を5年間補助し、また、まちづくり構想策定年度(1回限り)は構想印刷配布経費の1/2以内(補助上限:20万円)を補助する	H9	H29
37	都市計画局 開発調整部 開発誘導課	鉄道駅舎可動式ホーム柵等設置補助金	鉄道駅舎に可動式ホーム柵を整備する鉄道事業者	32,390,000	17,610,000	鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を鉄道事業者に補助することにより、可動式ホーム柵等の整備を促進し、鉄道駅利用者のプラットホームからの転落等を防ぎ安全を確保することを目的とする	1日あたりの平均的な利用者が10万人以上の駅において、プラットホームからの転落を防ぐため可動式ホーム柵等の整備事業に対して、同経費のうち1/6以内で補助金を交付する	H22	H28
38	都市計画局 開発調整部 開発誘導課	御堂筋沿道にぎわい空間創出支援補助金	御堂筋沿道において一定の条件を満たすにぎわい空間創出事業者を行う者	13,750,000	13,000,000	地区計画や御堂筋デザインガイドライン(御堂筋本町北地区及び御堂筋本町南地区)と連動し、建替え予定のない既存建築物を対象に、土地及び建築物の所有者またはそれらの承諾を得た者からのにぎわい創出に資する先導的な事業に対して、御堂筋に面する低層部の外観・外構の改修やオープンスペース等におけるにぎわい活動にかかる費用の一部を補助することにより、御堂筋沿道でのクオリティの高いにぎわい空間の形成を図ることを目的とする	建替え予定のない既存建築物を対象に、エリアの特性と調和するようなデザイン性の高い優れたものに対して、費用の一部に補助金を交付する ・低層部の外観・外構の改修 (新たににぎわい施設を1階に導入するもの) 補助率1/2かつ補助上限500万円/件 (その他の改修) 補助率1/2かつ補助上限350万円/件 ・オープンスペース等におけるにぎわい活動 補助率1/2かつ上限150万円/件	H26	H28
39	都市計画局 建築指導部 監察課	民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金	一定の要件を満たす吹付けアスベストの除去等を行う者	3,513,000	4,504,000	既存建築物に対し、所有者等がアスベスト含有調査・対策を実施する場合に要する費用の一部を補助することにより、アスベストによる健康被害に対する市民の不安を解消し、市民の安全・安心を確保する目的とする	大阪市内の既存建築物にある露出した吹付けアスベストの含有調査や除去工事等の事業に対して、一定要件を満たせばその費用の一部に補助金を交付する(含有調査:対象費用全額かつ上限金額25万円(1試料あたり)の上限は10万円)対策工事:対象費用の1/3かつ戸建住宅は上限金額20万円、分譲共同住宅及び一般建築物は上限金額100万円)	H18	H27
40	福祉局 総務部総務課	保護司研修事業補助金	大阪市保護司会連絡協議会	800,000	800,000	大阪市内の保護司による犯罪者(刑事施設出所者等)への適切な更生保護の取り組みの推進・強化を図るために、必要な社会福祉等への理解を深めるための研修の充実を図り、地域の福祉に貢献することを目的とする	大阪市保護司会連絡協議会が主催する研修事業に対し、福祉施策研修及び更生施設等、現場における研修に要する経費のうち、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、会場借上料、バス等借上料の1/2を交付する	H20	H28
41	福祉局 総務部総務課	大阪沖繩戦没者慰霊塔「なにわの塔」参拝事業補助金	(一財)大阪府遺族連合会	289,000	614,000	過去の大戦で最大の激戦地となった沖縄県糸満市に建立された「なにわの塔」で追悼式を開催する(一財)大阪府遺族連合会に対し、「なにわの塔」参拝事業への補助を実施することで、沖縄及び南方諸地域における戦没者を追悼することを目的とする	(一財)大阪府遺族連合会が行う大阪沖繩戦没者慰霊塔「なにわの塔」参拝事業のうち、追悼式での祭壇及び式典会場設営費、設備運搬費、石碑等維持管理及び補修費、参拝者の移送費、参拝費及び損害保険料の1/2を交付する	S40	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
42	福祉局 総務部総務課	民間社会福祉施設整備 資金借入金利子補助金 (老人福祉施設・知的 障害者援護施設)	社会福祉法人等	1,828,000	5,211,000	社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金に 対する利子の一部を補助することにより、民間社会福祉施設の 振興を図る	社会福祉法人等が社会福祉施設の整備にあたり、(独)福祉医療 機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を超える部分 を補助する ※平成16年度から新規の申請受付を停止	S47	H27
43	福祉局 総務部総務課	第57回大都市社会福祉 施設協議会(大阪市大 会)補助金	大阪市社会事業施設協 議会	0	1,000,000	社会福祉法人・施設としてのあり方や課題についての検討を目的 とした種目研究会や社会福祉にかかる講演会等を行う「第57 回大都市社会福祉施設協議会(大阪市大会)」を開催する大阪市 社会福祉施設協議会に対して補助を実施する 各施設に研究会の結果等をフィードバックすることで、社会福 祉施設全体の充実や質の向上に寄与することを目的とする	政令指定都市が持ち回りで開催する大都市社会福祉施設協議会 (全国政令指定都市の社会福祉施設関係者、社会福祉協議会、 行政関係者が一同に会し、大都市の社会福祉施設のあり方や課 題等について研究・討議)を開催する大阪市社会福祉施設協議 会に対し、開催に要する経費のうち、会場使用料及び会場設 置経費の1/2に相当する額(補助上限:100万円)を、開催都市として 補助する	H26	H26
44	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	あんしんさぼーと事業 (日常生活自立支援事 業)補助金	(社福)大阪市社会福祉 協議会	509,791,000	510,545,000	判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう日常 生活の支援及び権利侵害や財産管理等の権利擁護に関する相談 に応じるため、(社福)大阪市社会福祉協議会が行うあんしんさ ぼーと事業(日常生活自立支援事業)に対して補助を実施すること により、市民の権利を擁護することを目的とする	あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)を実施する(社 福)大阪市社会福祉協議会に対して、福祉サービスなどの利用 支援や金銭管理サービス、通帳・証書類の預かりサービス等に 要する経費を補助する	H9	H28
45	福祉局 生活福祉部 自立支援課	大阪社会医療センター 無料低額診療等事業補 助金	(社福)大阪社会医療セ ンター	236,754,000	247,522,000	無料低額診療等事業を実施する(社福)大阪社会医療センターに 対して事業補助を実施することにより、あいりん地域における 医療の確保と健康・衛生の維持向上を図る	あいりん地域の特性にあわせた医療の継続的安定確保を図るた め、(社福)大阪社会医療センターが実施する無料低額診療等事 業に要する経費(救急医療に要する経費のうち夜間診療経費、 年末年始診療経費及び休日急病診療経費、保健衛生生活に要す る経費のうち生活相談員給与費、あいりんの特性等に要する経 費のうち非常勤医師報酬費、診療費減免費及び警備委託費)に 対して補助する	S45	H28
46	福祉局 生活福祉部 保護課	要保護世帯向け不動産 担保型生活資金貸付事 業補助金	(社福)大阪府社会福祉 協議会	64,103,000	61,437,000	一定の居住用不動産を有し、将来にわたり現住居に住み続ける ことを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保 として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支 援し、併せて生活保護の適正化を図ることを目的とした要保護 世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業を行なう、(社福)大阪 府社会福祉協議会に対し、その貸付金の原資を補助することで 事業の安定した運営を図る	(社福)大阪府社会福祉協議会が実施する、要保護世帯向け不動 産担保型生活資金貸付事業に対し市域分の貸付原資の10/10を 補助する	H19	H28
47	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	身体障がい者自動車改 造費補助金	身体障がい者	1,000,000	1,200,000	身体障がい者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に要 する経費を補助し、自立と社会参加の促進を図る	重度の上肢、下肢または体幹機能障がい者が自動車を改造する 経費の1/2以内の額を補助する(補助上限:10万円)	S50	H27
48	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい者福祉バス借上 補助金	各障がい者団体	2,987,000	3,584,000	障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス 借上げにかかる費用の一部の助成を行うことにより福祉の増 進を図る	障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス 借上げ料の1/2以内の補助を行う (補助上限:上限1台につき51,500円)	S48	H28
49	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい者職業能力開発 訓練施設運営助成	(社福)大阪市障害者福 祉・スポーツ協会	55,199,000	55,199,000	一般企業への就労が困難な障がい者手帳所持者(3障がい)に対 して、企業就労に必要な知識や技能を指導するとともに、就労 に向けた実習を行い、職業自立を支援することを目的として、 (社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会が運営する職業リハビ リテーションセンター等において、同法人が実施する障がい者 能力開発訓練経費を補助する	障がい者職業能力開発訓練事業を実施する(社福)大阪市障害者 福祉・スポーツ協会に対して、国が障害者能力開発助成金で もって補助する部分を除く部分について、補助を行う 補助対象経費は、指導員、講師及び教務職員の謝礼金等費用、 施設等の賃借による設置・整備に要する費用、教材に要する費 用、指導員の研修に要する費用等とし、国助成金の対象と認め られた費用の1/4(パソコンリース料は1/2)を補助する (参考) ・国:障害者能力開発助成金 補助率:運営費の3/4 補助上限額:訓練生1人当たり16万円	S60	H28
50	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	点字図書館運営補助金 (情報文化センター)	(社福)日本ライトハウ ス	66,456,000	66,248,000	(社福)日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営に要する 経費の一部を補助し、円滑な運営を図る	(社福)日本ライトハウスが設置する点字図書館運営事業経費の うち一般事務費、施設機能強化推進費、情報化対応特別管理 費、民間施設給与等改善費について、国庫算定基準額により算 定した運営費を上限とした1/2を補助する	S42	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事 業 開 始 年 度	終 期 又 は 次 回 検 証 年 度
51	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	民間社会福祉施設等償還金補助金(障がい者(児)施設)	社会福祉法人等	97,803,000	100,937,000	社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費を補助することにより、民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進を図る	(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)について、当該年度において償還する元金及び利子の10/10を補助する	S61	H27
52	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	鉄道駅舎エレベーター等設置補助金	民間鉄道事業者	26,000,000	26,000,000	鉄道事業法第3条の規定に基づいて国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を営業者が障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の整備に対して補助を行い、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化並びに、ひとにやさしいまちづくりの促進を図ることを目的とする	鉄道事業者が本市区域内の1日利用者3,000人以上の既存鉄道駅舎において障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の設置に対して、当該設置関連経費の1/3(補助上限:2,600万円/基、2基分まで)を補助する	H26	H28
53	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	障がい者グループホーム整備助成	障がい者グループホームを整備する法人	113,253,000	55,773,000	障がい者の日常生活における援助及び介護を行う障がい者グループホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成することにより、障がい者の自立を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業として指定を受けることができる法人に対し、グループホームの新規設置の際の賃借、購入、新築、住宅改造及び設備購入にかかる経費の一部を助成(補助率)事業費の3/4以内(補助上限) 新築21,470千円、購入6,600千円、賃借1,000千円、改造1,290千円、設備整備500千円を上限	H1	H29
54	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	重症心身障がい者通所用バス運行費補助金	(社福)四天王寺福祉事業団	11,718,000	11,970,000	市内全域の重症心身障がい者を対象とした生活介護事業を運営する法人に対し、送迎にかかるバス運行経費の一部を助成することにより施設における支援体制の安定化を図るとともに、重症心身障がい者の施設への通所手段の確保及び社会参加の促進を図る	市内全域の重症心身障がい者を対象とした生活介護事業を運営する法人に対し、送迎にかかるバス運行経費の1/2(補助上限1,260万円)を助成する	H8	H29
55	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業補助金	大阪市内に所在する社会福祉法人	5,302,000	12,709,000	市内に住所を有し、加齢その他の事由により寝具(掛布団、敷布団及び毛布に限る)の衛生管理が困難な高齢者を対象として、水洗いによる寝具の洗濯乾燥消毒サービス事業を行う事業者に対して補助金を交付することにより、高齢者の保健衛生の向上と福祉の増進を図ることを目的とする	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業を実施する事業者に対して、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施に要する補助金を交付する ・事業費 補助基準額:事業費(上限:布団1枚あたり2,000円、毛布1枚あたり800円)から利用者負担額の合計を控除した額 補助率:1/2 ・事務費 補助基準額:10万円、補助率1/2	H12	H28
56	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	認知症介護指導者養成研修事業補助金	大阪市管轄老人福祉施設運営法人	1,751,000	1,751,000	認知症介護指導者養成研修、認知症介護フォローアップ研修への参加を支援するため、本市域内に事業所を有する社会福祉法人または指定居宅サービス事業者等の職員派遣にかかる必要な経費を補助し、もって本市における認知症介護実務者の資質の向上を図る	認知症介護指導者養成研修・認知症介護フォローアップ研修への職員を派遣する社会福祉法人等に対して、当該職員派遣にかかる旅費、宿泊費及び職員不在を補うための代替職員雇用経費(認知症介護指導者養成研修のみ)を助成する(補助率10/10) 認知症介護指導者養成研修(定員3名)1,682千円 認知症介護フォローアップ研修(定員3名)70千円	H13	H27
57	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	民間社会福祉施設等償還金補助金(老人福祉施設)	社会福祉法人等	9,577,000	14,281,000	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で交付する(補助率10/10)	S52	H27
58	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	軽費老人ホームサービス提供費補助金	大阪市所管軽費老人ホーム運営法人	532,069,000	532,072,000	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、サービス提供に要する費用等に充当する経費を補助し、施設の安定的な運営を図ることにより、利用者の処遇を確保することを目的とする	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者負担にあたるサービス提供費等を施設へ補助する 補助率:10/10(収支差補助) 補助基準額:施設ごとの基本月額により異なる	S44	H29
59	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	特別養護老人ホーム整備費補助金	社会福祉法人	4,371,762,000	3,917,274,000	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、施設整備に要する経費を補助することにより、整備の促進を図り、高齢者の福祉の向上に資することを目的とする	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対して、整備にかかる経費を助成する ①一般施設 補助上限:3,712千円/定員(ショートステイ含む) ※建替は社会福祉法人の内部留保を勘案する ②小規模施設(定員29人以下) 補助上限:4,180千円/定員	S48	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
60	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	小規模多機能型住宅介護拠点等整備費補助金	社会福祉法人等	513,310,000	386,000,000	高齢者が、出来る限り住み慣れた地域で生活を継続する事が可能となるよう、小規模多機能型住宅介護拠点等の整備を行う社会福祉法人等に対し整備費を補助することで、高齢者の在宅支援を行うことを目的とする	小規模多機能型住宅介護拠点、複合型サービス拠点及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点の整備にかかる施設整備費並びに初度設備の備品購入経費などに対し、次の金額を上限として補助する (補助上限) ・小規模多機能型住宅介護拠点30,900千円 ・複合型サービス拠点 21,900千円 ・初度設備の備品購入経費 3,090千円	H18	H29
61	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	特別養護老人ホーム等緊急整備促進助成	社会福祉法人等	789,781,000	903,539,000	特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人等に対し、次の経費を補助することにより、高齢者の福祉の向上に資することを目的とする ①施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に補助を行うことにより、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る ②開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を図る	特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人等に対して、 ①定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に補助する ②施設開設に要する経費を補助する (補助対象事業・補助基準) ①定期借地権利用による整備促進 補助対象:定期借地権設定により支出する一時金 補助率:1/2 補助上限:路線評価額の1/4 ②開設準備 補助対象:開設前の看護・介護職員等雇用経費等 補助上限:618千円/定員	H22	H29
62	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	介護療養型医療施設転換整備費補助金	社会福祉法人等	345,984,000	0	療養病床の再編による、介護療養型医療施設の平成29年度未廃止のため、既存の介護療養型病床を有する医療施設を運営する法人に対し、介護老人保健施設への転換整備を促進するために工事費等を補助する	介護療養型医療施設を運営する法人に対し、介護療養型病床を介護老人保健施設等へ転換する際の施設整備にかかる工事費等を補助する 補助基準額 ・創設 補助基準額 1,860千円/床 ・改築 補助基準額 2,300千円/床 ・改修 補助基準額 930千円/床	H27	H29
63	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー設備整備費補助金	社会福祉法人等	31,603,000	0	消防法施行令の改正により、原則すべての介護施設に対しスプリンクラーの設置が義務づけられたため、スプリンクラーの整備を行う医療法人、社会福祉法人等に対して補助を実施することにより、その設置を促進する	スプリンクラー未設置である介護施設を運営する医療法人、社会福祉法人等に対して、スプリンクラーの整備に要する工事費等を面積に応じて補助する 補助基準額 ・延床面積1,000㎡未満の施設…9,260円/㎡ ・延床面積1,000㎡以上の施設…17,500円/㎡	H21	H29
64	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会等	0	31,526,000	ひとり暮らし高齢者等の健康増進と地域社会との交流を深めるため、区内に居住するひとり暮らし高齢者等に対して食事サービスを実施する団体に対し補助を実施することにより、高齢者の福祉の増進を図る	高齢者食事サービス事業を実施する団体に対して、食材料費等や会場使用料等に要する経費の1/2を上限に、各区の実情に応じて定めた基準で算出した経費を交付する	S47	H26
65	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 生活福祉部 保護課	民間社会福祉施設中規模整備費補助金	社会福祉法人	6,430,000	6,430,000	社会福祉施設等の施設または設備の改修等の事業を実施する社会福祉法人に対して補助を実施することにより、利用者の福祉向上に資することを目的とする	施設を運営する社会福祉法人に対して、施設の整備及び設備の補修等に要する費用の3/4以内の額を補助 補助上限 入所施設643万円 通所施設343万円	H5	H28
66	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	老人クラブ育成補助金	(一社)大阪市老人クラブ連合会等	94,893,000	105,234,000	老人クラブの育成を図るため、会員の教養の向上・健康の増進・社会福祉活動等の地域活動に関する事業を実施する老人クラブ及び、老人クラブ研修会やリーダー育成事業等を実施する各区老人クラブ連合会並びに大阪市老人クラブ連合会に対して補助を実施することにより、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図る	会員の教養の向上、健康増進または地域活動に関する事業を実施する老人クラブに対して、当該事業の実施に要する報償費及び消耗品費等の1/2を補助する(上限90,000円) 老人スポーツ大会や老人クラブ研修会等を実施する大阪市老人クラブ連合会及び、地域住民との交流促進事業や友愛訪問活動等を実施する各区老人クラブ連合会に対し、当該事業の実施に要する会場使用料や印刷製本費等の1/2を上限として補助する	S32	H28
67	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)運営補助金	地域高齢者活動拠点施設運営委員会	50,330,000	50,338,000	高齢者を中心とした地域住民の自主活動の場の提供のため、地域高齢者活動拠点施設を運営する運営委員会に対して補助を実施することにより、地域福祉の推進を図る	地域高齢者活動拠点施設を運営する地域住民で組織する運営委員会に対して、施設運営に要する光熱水費及び建物の維持補修費等の施設運営経費の1/2を補助する (補助上限額) 北区…330,000円、都島区…400,000円、西・港・大正・天王寺・浪速・東成・生野・阿倍野・東住吉区…289,000円、平野区…290,000円	S44	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
68	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	高齢者就業機会確保 事業補助金	(公社)大阪市シルバー 人材センター	51,270,000	48,400,000	高齢者の労働能力を活用し、働く機会を確保するため、高齢 者就業機会確保事業を実施する大阪シルバー人材センター に対して補助を実施することにより、高齢者の生きがいの充 実及び健康と福祉の増進を図る	大阪市シルバー人材センターの本部・南部・北部・西部の4拠 点に対して、事業実施に要する人件費・光熱水費等の活動拠点 経費を1施設あたり8,880,000円を補助する(対象経費の1/2が上 限) また、地域ニーズ対応事業・企画提案方式事業の個別事業を実 施する拠点に対して、1事業あたり2,000,000円を補助する(対 象経費の1/2が上限) ※個別事業については、最大8事業まで補助可	S58	H27
69	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	地域高齢者活動拠点施 設(老人憩の家)改修整 備補助金	地域高齢者活動拠点施 設運営委員会	9,831,000	11,000,000	地域高齢者活動拠点施設の老朽化に伴う補修及び段差の解消等 のため、施設改修工事を実施する地域住民で組織する運営委員 会に対して、補助を実施することにより施設の継続的な運営に よる地域福祉の推進を図る	地域高齢者活動拠点施設の改修整備を実施する地域住民で組織 する運営委員会に対して、改修工事費の1/2を補助する (補助上限額) ・老朽化改修整備…1ヵ所当たり1,100千円 ※補助による改修後15年経過まで再補助は不可 ・段差改修等整備…1ヵ所当たり327千円 ※1施設1回限りの補助	S63	H27
70	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	高齢者入浴利用料金割引 事業補助金	市内公衆浴場	29,691,000	34,151,000	高齢者が利用しやすい入浴機会を確保するため、高齢者入浴割 引事業を実施する公衆浴場に対して補助を実施することによ り、高齢者の健康増進と孤独感の解消の一助とするとともに、 高齢者福祉の向上を図る	市内に居住する70歳以上の高齢者を対象に原則として月2回 の入浴利用料金割引を実施する浴場に対し、事業に要する入浴 利用料金割引経費(上限:1人当たり80円)及び広報周知経費(上 限:1施設当たり750円)並びに割引証作成費(上限:1施設当たり 750円)を補助する	H24	H29
71	福祉局 高齢者施策部 介護保険課	社会福祉法人等による 介護保険サービス利用 者負担額軽減事業補助 金	社会福祉法人等	40,358,000	43,050,000	低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介 護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な 役割にかんがみ利用者負担の軽減を実施する際に、その経費を 補助することで、介護保険サービスの利用促進を図る	介護保険サービス利用者負担額軽減事業を実施する社会福祉法 人等に対して、軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負担取 入の1%を超えた部分の1/2を上限に補助する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と介護福祉施設 サービスについては、軽減総額のうち、本来受領すべき利用者 負担収入の10%を超えた部分の全額を補助する	H12	H27
72	健康局 総務部総務課	大阪バイオサイエンス 研究所運営補助金	(公財)大阪バイオサイ エンス研究所	0	168,536,000	(公財)大阪バイオサイエンス研究所がバイオサイエンスに関 する研究調査をはじめ、研究者を養成すること等の事業の運営に 対し、その経費の一部を補助することにより、バイオサイエンス の進歩発展を促し、もって学術研究の進展、並びに科学技術 の振興に寄与することを目的とする	(公財)大阪バイオサイエンス研究所が行う、バイオサイエンス に関する研究及び調査や研究者の養成などの事業の運営に対 して、その必要な費用の一部について補助する(補助率10/10(収 支差補助)・補助上限なし)	S61	H26
73	健康局 健康推進部 健康施策課	夜間歯科救急診療支援 事業補助金	(一社)大阪府歯科医師 会	7,314,000	7,314,000	大阪市内における歯科初期救急医療体制を確保するため、夜間歯 科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して補 助を実施することにより、市民が安心して暮らせる歯科救急診 療体制の確保を図る	夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対 して、事業実施に要する報償費及び旅費、需用費等より、事業 実施により得る診療収入及びその他の収入、また、府域におけ る歯科救急体制確保の役割も兼ねる事による大阪府が補助対象 とする額を控除した額の1/2を補助する(補助上限:7,314千円)	H16	H29
74	健康局 健康推進部 健康づくり課	健康増進活動事業補助 金	健康増進活動を実施す る事業者	5,100,000	5,003,000	一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減 少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的と して行う健康増進活動を補助することにより、健康づくり並び に市民の健康の保持と増進を図ることを目的とする	一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減 少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的と して実施する講演会、調理実習、体操教室、歩育教室などの活 動に要する費用の1/2を補助する(補助上限122,000円)	H23	H29
75	健康局 健康推進部 健康づくり課	公衆衛生活動事業補助 金	公衆衛生活動を実施す る事業者	9,190,000	8,913,000	大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、市民の健 康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、医師による三次予防 (疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を 図ること)の普及啓発を補助することにより、本市の公衆衛生の 向上に寄与することを目的とする	大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、三次予防 の普及を目的として実施する医療相談・講演会に要する費用の 1/2を補助する(補助上限376,000円)	S45	H27
76	健康局 健康推進部 健康づくり課	在宅寝たきり高齢者訪 問歯科診療事業補助金	(一社)大阪府歯科医師 会	0	1,771,000	(一社)大阪府歯科医師会が実施する在宅寝たきり高齢者訪問 歯科診療事業に対して補助金を交付することにより、大阪市内の 在宅寝たきり高齢者に対する歯科診療機会の確保を目的とする	(一社)大阪府歯科医師会が実施する在宅寝たきり高齢者訪問 歯科診療事業に対し、その必要な費用の1/2を補助する(補助上 限なし)	H6	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
77	健康局 健康推進部 生活衛生課	公衆浴場衛生向上事業 補助金	市内公衆浴場	91,872,000	105,220,000	浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対し、経常的な衛生水準維持にかかる経費及び基幹設備整備にかかる経費を補助することにより、一般公衆浴場の継続的な衛生水準の確保を図り、市民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対して経常的な衛生水準維持にかかる経費(薬剤等消耗品・水質検査等)及び基幹設備整備にかかる経費(熱源給水設備・水質浄化設備等の更新・補修)に対し、1/2相当額を補助する ・経常経費:補助上限10万円 ・基幹設備整備経費:補助上限250万円	S49	H27
78	健康局 保健所管理課	医療機器整備助成事業 補助金	日本赤十字社、(社福)恩賜財団済生会及び地方公共団体が出資等によって設立した病院	17,452,000	23,112,000	市内に開設されている公的な病院に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害健康被害予防事業助成制度により、ぜん息等にかかる医療機器の整備に要する経費を助成することにより、当該疾患に関する医療水準の向上を図り、もって当該疾患の予防並びに健康の回復・保持及び増進に資することを目的とする	ぜん息等に関する医療水準向上のための医療検査機器(8品目)の整備に要する経費について、公的病院を対象に1病院あたり10,000千円を上限額として、(独)環境再生保全機構の選定により交付を受ける公害健康被害予防事業助成金(10/10補助)を財源に補助する	H4	H29
79	健康局 保健所 感染症対策課	結核定期健康診断補助 金	私立学校・社会福祉施設	2,317,000	2,413,000	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の規定に基づき、学校または施設の長が行う定期的健康診断に要する費用に対して補助を行う	定期的健康診断にかかる費用のうち、その補助対象経費から当該年度におけるその実施に関する収入額を控除した額と、補助基準額とを比較して、その少ない方の金額の2/3を補助する 【補助基準額】 ・レンズカメラによる間接撮影:@77円 ・70mmミラーカメラによる間接撮影:@93円 ・100mmミラーカメラによる間接撮影:@121円 ・直接撮影:@121円 ・精密検査:@121円	S26	H27
80	こども青少年局 企画部 青少年課	留守家庭児童対策事業 補助金	留守家庭児童対策事業 実施者	725,068,000	420,552,000	留守家庭児童の健全育成を図るため、保護者等において、場所、指導員等を確認し、留守家庭児童対策事業を実施するものに対し、運営経費の一部を補助し事業の推進を図る	留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全育成を図るための事業に対して、1事業あたりの在籍児童数の階層ごとに決められた定額を補助する(上限2,641千円 他加算額あり)	H19	H28
81	こども青少年局 子育て支援部 管理課	民間保育所運営補助金 (一時保育事業)	社会福祉法人等	201,895,000	146,359,000	保護者の就労や傷病等による緊急・一時的な保育に対応するために民間保育所が実施する一時保育事業に対して補助を行うことにより、一時保育の充実と児童の福祉の向上を図る	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童で、保護者の就労・傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、民間保育所が実施する保育サービスの提供に必要な人件費等に対して、利用児童数に応じた額を補助する(上限9,140千円 他加算額あり)	H2	H27
82	こども青少年局 子育て支援部 管理課	不妊治療費助成	特定不妊治療受療者	478,425,000	469,950,000	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないかまたは極めて少ないと医師に診断された大阪市内に住所を有している法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦合算の総所得金額が730万円未満の者に対して、特定不妊治療に要した費用を、1回の治療につき15万円まで、1年度あたり2回(1年目は年3回)、通算5年間、通算10回を限度に助成する 平成26年度以降の新規申請者の内40歳未満の方は、1年度あたりの回数制限をなくし、通算6回までの助成とする	H16	H28
83	こども青少年局 子育て支援部 管理課	病児保育施設開設準備 経費補助金	病児保育施設を新規開 設する法人等	16,000,000	0	病児保育施設の新規開設にかかる費用負担を軽減するため、病児保育施設を新規開設する法人等に対して補助を実施することにより新規開設の促進を図り、市民が仕事と子育てを両立できるよう支援する	病児保育施設を新規開設する法人等に対して、施設の開設に必要なとなる建物改修経費、備品等購入経費及び広報経費(補助基準額:400万円)を補助する	H27	H29
84	こども青少年局 子育て支援部 管理課	病児・病後児保育事業 予約システム整備補助 金	病児保育施設及び病後 児保育施設を運営する 法人等	4,800,000	0	病児保育施設及び病後児保育施設における利用予約キャンセル率が高い課題への対応として、インターネットを活用した予約システムの導入を促進するため、病児保育施設及び病後児保育施設を運営する法人等に対して予約システム導入経費を補助することにより、利用者の利便性向上とともに効率的な事業実施を図る	インターネットを活用した予約システムの導入を実施する病児保育施設及び病後児保育施設を運営する法人等に対して、システム導入に要する初期経費(補助基準額:40万円)の1/2を補助する	H27	H29
85	こども青少年局 子育て支援部 管理課	私立幼稚園就園奨励費 補助金	私立幼稚園設置者	2,702,642,000	3,024,200,000	私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする	市内に居住し、私立幼稚園に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保護者の負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得に応じて補助を行う(補助率10/10)	S47	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事 業 開 始 年 度	終 期 又 は 次 回 検 証 年 度
86	こども青少年局 子育て支援部 管理課	私立幼稚園幼児教育費 補助金	私立幼稚園設置者	110,104,000	111,822,000	私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする	就園奨励費対象外の者で市内に居住し、私立幼稚園に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保護者が負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得に応じて補助を行う(補助率10/10)	S46	H27
87	こども青少年局 子育て支援部 管理課	私立幼稚園特別支援教 育費補助金	私立幼稚園を設置する 学校法人等	14,600,000	36,852,000	私立幼稚園に対して、障がい児等特別に支援を必要とする幼児(以下「要支援児という」)の受入れにあたり必要な経費に対する財政的支援を行うことで、要支援児の受入れを促進し、就園機会の拡大を図る	要支援児を就園させている私立幼稚園に対して、特別支援教育に要する人件費、教育研究費、設備費等、受入れに必要な経費に対して補助金を交付する(補助率10/10)	H26	H28
88	こども青少年局 子育て支援部 管理課	私立幼稚園障がい児教 育実践研修事業補助金	私立幼稚園を設置する 学校法人等	1,827,000	1,536,000	大阪市内の私立幼稚園の職員を対象に実施する私立幼稚園障がい児教育実践研修への参加経費の一部を補助することにより、研修参加を促進し、障がい等により特別に支援を要する幼児の私立幼稚園における受入れにかかる環境整備を図る	私立幼稚園障がい児教育実践研修受講の際、交通費及び当該研修期間中の職員配置を補うための代替職員に要する人件費に相当する(一日当たり7,610円)補助金を交付する(補助率10/10)	H26	H28
89	こども青少年局 子育て支援部 管理課	私立幼稚園特別支援施 設整備補助金	私立幼稚園を設置する 学校法人等	15,000,000	15,000,000	要支援児受入促進指定園として指定された私立幼稚園が、障がい児等特別に支援を必要とする幼児(以下「要支援児という」)の受入れ環境を確保するために必要な施設改修などの整備に対して補助を行うことにより、要支援児の受入れを促進し、就園機会の保障を図る	要支援児を受入れるために必要な施設改修経費が、1,000,000円以上の場合、経費の1/2の補助金を交付する(補助金の上限3,000,000円)	H26	H28
90	こども青少年局 子育て支援部 管理課	私立幼稚園一時預かり 事業補助金	私立幼稚園・認定こど も園を設置運営する法 人等	98,550,000	0	通常の教育時間の前後や休日、長期休業中に、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に一時預かり(預かり保育)を実施する幼稚園(子ども・子育て支援新制度対象園)、認定こども園(教育標準時間認定の子どもが対象)に対して、補助を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業の充実を図る	地域子ども・子育て支援事業として、通常の教育時間の前後や休日、長期休業中に、専任の担当職員(保育士または幼稚園教諭)の2名以上の配置による一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、事業に要する職員雇用等の経費(補助基準額:800円/1日当たり利用者数など)の1/2を補助する	H27	H29
91	こども青少年局 子育て支援部 管理課	民間保育所運営補助金 (休日保育事業)	社会福祉法人等	0	28,790,000	休日における保護者の就労・傷病等による保育需要に対応するため、保育民間保育所が実施する休日保育事業に対して補助を行うことにより休日保育の充実と児童の福祉の向上を図る	原則として児童福祉法第24条の規定による保育の実施児童で、休日等においても保育に欠ける児童を対象とし、民間保育所が実施する保育サービスの提供に必要な人件費等に対して、利用児童数に応じた額を補助する(26年度:基本額 1,335,000円、利用人数加算上限 1,837,500円 他加算額あり)	H15	H26
92	こども青少年局 子育て支援部 管理課 こども家庭課 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設産休 等代替職員費補助	社会福祉法人等	15,985,000	13,569,000	児童福祉施設等の職員が出産または傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的な任用経費を補助することにより、職員の母体保護及び専心療養の保証を図りつつ、施設における入所児童等の処遇を適正に確保する	任用を承認した産休等代替職員にかかる費用として、賃金の日額単価7,130円(調理員は6,500円)を上限とする実支出額に、その産休等代替職員がその任用承認期間の範囲内において当該児童福祉施設等に勤務した日数を乗じて得た額を補助する	S51	H29
93	こども青少年局 子育て支援部 管理課 保育施策部 保育企画課	民間社会福祉施設整備 資金借入金利子補助金 (児童福祉施設)	社会福祉法人等	83,000	250,000	社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金に対する利子の一部を補助することにより、民間社会福祉施設の振興を図る	社会福祉法人等が社会福祉施設の整備にあたり、(独)福祉医療機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を超える部分を補助する ※平成16年度から新規の申請受付を停止	S47	H27
94	こども青少年局 子育て支援部 管理課 保育施策部 保育企画課	民間保育所等運営補助 金(嘱託医配置円滑化 事業)	社会福祉法人等	56,415,000	49,445,000	入所児童の処遇向上を図るため、設備及び運営基準に定められた嘱託医及び学校医の確保を円滑にする	民間保育所の嘱託医及び認定こども園・私立幼稚園の学校医の雇用にかかる経費の本市基準と国基準の差額を上限に補助する	S45	H27
95	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	ひとり親家庭自立支援 給付金事業補助金(自 立支援教育訓練給付 金)	ひとり親家庭の母また は父	883,000	975,000	ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組みを支援するため、教育訓練に要する費用を補助することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る	児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあり、雇用保険法による教育訓練給付制度の受給資格を有していない方で、適職に就くために教育訓練が必要と認められる者等に対して、対象教育訓練講座の受講料の2割相当額を支給(上限10万円、下限4千円)	H15	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
96	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	民間児童福祉施設予備 職員等雇用費補助金 (栄養士雇用費補助)	社会福祉法人	1,614,000	1,611,000	民間社会福祉施設がその運営の充実を図るために定数外の常勤職員及び非常勤嘱託を雇用する費用を補助することにより入所児童の処遇向上を図る	定数外の常勤及び非常勤嘱託職員の雇用に必要な経費を補助する(補助率1/2、補助上限1,614千円)	S47	H27
97	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業補助 金	ひとり親家庭の母または父	3,528,000	3,528,000	ひとり親家庭の母または父の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親世帯の母または父に対して補助を実施することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく	高等学校卒業程度認定試験合格のために講座を受講するひとり親家庭の母または父に対して、講座受講経費の2割を補助するとともに、高卒認定試験合格者には講座受講経費の4割を追加補助する(最大補助率6割)	H27	H29
98	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設中規模 施設整備費補助金	社会福祉法人等	10,290,000	10,290,000	緊急性の高い施設改修経費に補助を行うことにより施設整備を促進し、入所児童の処遇向上を図る	社会福祉法人が実施する保育所等の施設改善に要する費用の3/4を補助(上限:保育所343万円、児童養護施設等643万円)	S54	H27
99	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所等運営補助 金(延長保育事業)	社会福祉法人等	668,677,000	780,207,000	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、民間保育所、認定こども園、及び小規模保育事業における保育時間の延長を図るにより福祉増進を図る	民間保育所、認定こども園、及び小規模保育事業に対し、保育必要量を超えてさらに保育が必要な場合に、時間を延長して保育を行うために必要な担当保育士の人件費(超過勤務手当を含む)等を補助する	H6	H29
100	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間社会福祉施設等償 還金補助金(児童福祉 施設)	社会福祉法人等	2,763,000	2,816,000	社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費を補助することにより、民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進を図る	(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)について、当該年度において償還する元金及び利子の10/10を補助する	H6	H27
101	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所整備費補助 金	社会福祉法人等	3,384,256,000	3,063,188,000	安心こども基金の活用等による民間保育所等の建設及び増改築に要する経費の一部を補助することにより、保育所整備を促進し、待機児童の解消を図る	保育所等建設及び増改築等に要する経費の3/4を補助(定員などにより上限あり)	H21	H27
102	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所賃料補助金	民間保育所を設置運営 する法人	15,000,000	109,124,000	安心こども基金の活用により賃貸物件で保育所を新設する場合に賃料の一部を補助することにより、保育所整備を促進し、待機児童の解消を図る	工事着工から事業開始日前日まで及び事業開始以降に必要な各月分の賃料等の3/4を補助する(上限:単年度1,000万円、複数年度通算4,000万円)	H25	H28
103	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所整備促進賃 料補助金	民間保育所を設置運営 する法人	68,000,000	68,000,000	特に賃料が高いことなど賃貸物件による民間保育所新設が困難な地域における賃料負担を軽減するため、特定地域において賃貸物件による保育所を新設する法人に対して賃料補助を実施することにより、保育所整備促進による待機児童の解消を図る	特定地域において賃貸物件による保育所を新設する場合に、契約年数に応じた賃料の前納により月額負担の軽減を受ける保育所設置法人に対して、前納賃料の1/2を補助する(上限:定員60・70人12,000千円、定員80人16,000千円)	H27	H29
104	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	小規模保育施設改修補 助金	小規模保育事業実施事 業者	157,500,000	615,000,000	安心こども基金を活用し、賃貸物件で小規模保育施設を新規開設、または保育ママ(10人定員)から小規模保育事業へ移行する際に施設改修費を補助し、施設運営にかかる事業者負担を減少させることで、新規開設及び移行を促進する	賃貸物件を活用し小規模保育施設を開設する際の施設改修費及び必要な調理設備、トイレ、沐浴設備等を設置する費用を1,000万円(補助率3/4)を限度に補助する	H26	H28
105	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	保育ママ開設準備補助 金	保育ママ実施者	1,400,000	800,000	保護者の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するため、保育ママ事業における少人数保育室の開設に必要な消耗品等保育用品購入経費を補助することにより保育室の開設の促進を図る	保育ママ事業における保育室を開設するにあたり、保育に必要な消耗品等(ベビーベッド、ベビーサークル等)の購入経費を補助する(上限:20万円)	H24	H27
106	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設耐震 診断助成	社会福祉法人等	3,320,000	9,792,000	民間児童福祉施設の耐震診断調査に要する経費を補助することにより、施設の耐震化を促進し、利用者及び入所者の安全の確保とともに災害被害の未然の防止を図る	昭和56年5月31日の耐震基準の適用以前に建設された施設の耐震診断業務等に要する経費の1/2を補助する(上限:100万円)	H22	H27
107	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設改修 等事業補助金	社会福祉法人等	85,293,000	110,017,000	安心こども基金の活用等による耐震補強等改修に要する経費の一部を補助することで、民間児童福祉施設の耐震化を促進する	耐震補強等改修に要する経費(500万円以上1億円以下のもの)について、延床面積及び定員数に応じた額の3/4を補助する	H24	H27
108	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	低年齢児保育実施保育 所看護師等雇用費補助 金	社会福祉法人等	200,941,000	214,707,000	低年齢児保育を実施する保育所に対して、保健業務に従事する看護師または保健師を雇用する経費を補助することにより、児童の健康管理、感染症予防、体調不良時や負傷時の対応等の取組みを充実させ、入所児童の安全の確保を図る	乳児9人以上が入所する保育所に対し、看護師または保健師を配置するために必要となる経費(保育士配置基準の内数となっているものを除く)を補助する(補助上限:常勤配置2,678,400円/年・短時間配置1,072,000円/年)	H25	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事 業 開 始 年 度	終 期 又 は 次 回 検 証 年 度
109	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	アレルギー対応等栄養 士雇用経費補助事業	民間保育所・認定こども 園・私立幼稚園を設 置運営する法人	273,420,000	0	給食を自園調理により提供する民間保育所等において、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取組みを充実させるため、栄養士の加配を実施する民間保育所等に対して、栄養士加配経費の補助を実施することにより、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童の健やかな成長を支援する	栄養士1名を加配してホームページ等においてアレルギー対応給食等の取組みを公表する、自園調理により給食を提供する民間保育所等に対して、栄養士雇用経費(補助基準額1,260,000円)を補助する	H27	H29
110	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	小規模保育施設賃料補 助金	小規模保育事業実施事 業者	0	41,040,000	安心こども基金を活用し、小規模保育施設を新設するにあたり、新たな賃貸借契約を締結して事業を開始する場合に限り、事業開始月からの賃料を補助し、施設運営にかかる事業者負担を減少させることで、小規模保育施設の新規開設を促進する	賃貸物件を新たに契約し小規模保育施設を開設する場合に限り、平成26年度末までの月額賃料を18万円/月(補助率3/4)を上限に補助する	H26	H26
111	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所等運営補助 金(長時間保育事業)	社会福祉法人等	0	795,331,000	保護者の就労形態が多様化したことによる長時間保育需要に対応するため、長時間保育の内容充実を図り、もって民間保育所の健全な施設運営と入所児童の処遇向上を図ることを目的とする	基本保育時間の8時間を超えて11時間までの長時間保育にかかる、必要な担当保育士等の人件費(超過勤務手当を含む)等を補助し、長時間保育の内容充実と次世代育成支援行動計画に掲げる延長保育事業への促進を図る	S45	H26
112	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所等運営補助 金(予備保育士常勤化 促進事業)	社会福祉法人等	0	283,360,000	定数91人以上の民間保育所に対して、国の運営費において非常勤雇用とされている予備保育士を施設規模に関わらず常勤保育士として配置することにより、恒常的な保育水準の確保や保護者支援の充実を図る	施設規模に関わらず、恒常的な保育水準の確保や保護者支援の充実を図るため、定員91人以上の民間保育所における常勤予備保育士雇用経費に対して、国基準相当額(非常勤保育士雇用経費)を超える部分を補助する(上限:1,840,000円)	S63	H26
113	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課	民間保育所運営補助金 (障がい児保育事業)	社会福祉法人等	627,119,000	474,606,000	障がい児保育担当保育士等の人件費を補助することにより、民間保育所における障がいのある乳幼児の入所の円滑化及び入所児童等の処遇の適正な確保を図る	民間保育所が実施する障がい児保育事業に必要な担当保育士等の人件費に対して、障がいの程度及び児童数に応じた額を補助する (上限:重度…児童1名につき常勤保育士1名分2,139,000円、重度以外…児童3名につき正規常勤保育士1名分3,180,000円など)	S47	H27
114	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課	民間保育所運営補助金 (障がい児保育研修事 業)	社会福祉法人等	4,109,000	3,445,000	障がい児保育の研修受講を促進するため研修代替職員の人件費を補助することにより、民間保育所における障がいのある乳幼児の入所児童等の処遇の適正な確保を図る	民間保育所において障がい児保育の研修受講にあたり、当該研修期間中の職員配置を補うための代替職員雇用経費及び研修受講職員の交通費を補助する(代替職員雇用経費補助上限:日額7,130円)	H25	H27
115	環境局 環境施策部 環境施策課	民間施設再生可能エネ ルギー等導入推進事業 補助金	避難所等に指定されて いる施設または防災に 関する協定を締結して いる防災拠点施設を所 有または管理する民間 事業者	15,226,000	152,352,000	太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーは、原子力発電所や火力発電所の代替となるためには、依然として、発電出力が大幅に不足している状況である 「災害に強く、低炭素な地域づくり」のため、民間の避難所や防災拠点における、災害時等の非常時に必要なエネルギーの確保及び再生可能エネルギー等の普及拡大を目的とする	事業者が防災拠点施設等に指定されている施設に対して、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた自立電源を設置するための費用について、平成25年度から平成27年度までの間、事業費の1/3を補助する(上限700万円)	H25	H27
116	環境局 環境管理部 環境管理課	生活保護等世帯空気調 和機器稼働費補助金	航空機騒音防止工事を 受けた住宅に居住する 生活保護等世帯の世帯 主	64,000	72,000	航空機による騒音防止工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対して空気調和機器の稼働費の一部を補助することにより、騒音障害の防止・軽減等を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律」に基づく航空機騒音にかかる住宅の騒音防止工事を受けた住宅に居住し、電力料金を支払った生活保護等世帯の世帯主に対して、7~10月の電力料金のうちクーラー稼働費相当分を補助(上限1万円)	H1	H27
117	環境局 環境管理部 環境管理課	土壌汚染対策事業助成 金	汚染原因者でない土地 所有者	6,000,000	7,500,000	土壌汚染対策法に基づく措置の指示により、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことによって、市民の健康の保護を図る	土壌汚染対策法第7条の規定により、汚染の除去等の措置を指示された土地所有者(汚染原因者でない者であって、費用負担能力の低い者)に対し、措置に要する費用の3/4以内の額を助成	H15	H29
118	都市整備局 企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・ マイルドHOPEゾ ン事業協議会助成	船場地区HOPEゾ ン協議会等	2,607,000	2,840,000	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業は、本市との協働のもと、地域住民等(住民・企業・まちづくり団体等)が主体となって、居住地魅力の向上やまちなみ整備を図るものであり、当該地域住民等で構成されたHOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会が主体的に行う事業に対し助成を行うことにより、地域住民等による自主的なまちづくりの促進を図ることを目的とする	対象者:HOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会(住民・企業・まちづくり団体等により構成された、まちなみ形成を検討し事業を推進する組織) 対象事業:区域の住民等のまちなみ・まちづくりへの意識向上や持続的な地域活動の推進につながる事業で、HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業の推進に必要な事業(広報・啓発活動費、各種研究会の開催等に要する費用等) 補助金額:補助率1/2、地区面積(ha)×5千円を限度に補助	H11	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	業 期 又は 次 回 検 証 年 度
119	都市整備局 企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・ マイルドHOPEゾーン 事業まちなみ修景補 助	事業区域内において一 定の条件を満たすよう 建築物の外観等の整備 を行う者等	49,500,000	46,000,000	区域にふさわしいまちなみ形成のため必要と認められる整備を 行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域 の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	対象者:事業区域内で修景を行う建築物の所有者等 補助対象の範囲:建築物の外観等の修景整備にかかる設計費、 工事費 補助金額:補助対象経費×2/3以内 (建物種別等に応じて別途定める額を上限)	H11	H29
120	都市整備局企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・ マイルドHOPEゾー ン事業共同施設整備費 補助	事業区域内において一 定の条件を満たすよう 共同施設の整備を行う 者等	3,400,000	3,900,000	地域住民等のまちなみ形成のための活動支援または地域の景観 形成に資するものとして供用される共同施設の整備を行う者 に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を 活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	対象者:事業区域内で共同施設整備を行う土地所有者等 補助対象の範囲:共同施設の整備にかかる設計費、工事費 補助金額:補助対象経費×2/3以内	H15	H29
121	都市整備局 企画部 住宅政策課	マンション管理・建替 支援事業分譲マンシ ョン建替検討費助成	分譲マンションの管理 組合	700,000	700,000	分譲マンションの円滑な合意形成による建替えを支援し、良質 な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、もって市民生活 の安定と公共の福祉の増進に資することを目的とする	分譲マンションの建替えの検討を行う管理組合に対して、検討 費用の一部を補助する 補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額150万円)	H15	H28
122	都市整備局 企画部 住宅政策課	エコ住宅普及促進事業 住宅購入・整備融資利 子補給	一定の基準を満たす大 阪市エコ住宅を民間金 融機関等の融資を受け て取得する者、または 大阪市エコ住宅へ改修 する者	28,157,000	40,780,000	一定の基準を満たしていることを大阪市が認定した「大阪市エ コ住宅」を取得する世帯、または「大阪市エコ住宅」へ改修する 世帯に対して利子補給を行うことにより、省エネルギー・省C O2に配慮された住宅の普及を促進する	「大阪市エコ住宅」をフラット35や民間金融機関の融資を受けて 取得または改修する者に対し、融資額の償還元金残高(限度額 2,000万円/戸)を対象に年0.5%以内(融資利率-1%で0.5%上限) の利子補給を償還開始より5年間行う	H23	H27
123	都市整備局 企画部 住宅政策課	マンション耐震化緊急 支援	民間マンションの所有 者・管理組合	134,000,000	58,000,000	民間マンションの耐震診断・改修に要する費用の一部を補助す ることにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道 路閉塞、隣家の損傷もしくは倒壊を防止する等、耐震性の高い 市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とす る	一定の条件を満たすマンション所有者等に対し、耐震診断・改 修費用等の一部(限度額あり)を補助する 補助率:耐震診断2/3以内 耐震改修設計2/3以内 耐震改修工事1/2以内	H17	H29
124	都市整備局 企画部 住宅政策課	耐震診断・改修補助	民間戸建住宅等の所有 者、耐震診断事業者	297,480,000	336,300,000	民間戸建住宅等の耐震診断・改修に要する費用の一部を補助す ることにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道 路閉塞、隣家の損傷もしくは倒壊を防止する等、耐震性の高い 市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とす る	一定の条件を満たす戸建住宅等所有者または耐震診断事業者に 対し、耐震診断・改修費用等の一部(限度額あり)を補助する 補助率:耐震診断9/10以内、耐震改修設計2/3以内※1、耐震改 修工事1/2以内+加算額※2 ※1 原則として耐震診断と耐震改修設計をまとめて行う場合の み ※2 最大20万円×戸/棟	H17	H27
125	都市整備局 企画部 住宅政策課	耐震診断義務化建築物 耐震診断費補助	耐震診断義務化建築物 (要緊急安全確認大規 模建築物)の所有者	21,790,000	310,702,000	耐震改修促進法の改正により耐震診断の実施が義務化された民 間建築物のうち、避難上配慮を要する学校、福祉施設、病院等 及び周辺住民等に被害を与える可能性がある危険物の貯蔵場等 について、耐震診断に要する費用の一部を補助することによ り、耐震診断の実施を促進し、市民の安全・安心の確保を図る ことを目的とする	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)のうち、 学校、病院、福祉施設、危険物の貯蔵場等の所有者に対し、耐 震診断費用の一部(限度額あり)を補助する ・補助率:2/3以内 ・限度額:学校、病院、福祉施設等⇒650万円 :危険物の貯蔵場等⇒325万円	H26	H27
126	都市整備局 企画部 住宅政策課	耐震診断義務化建築物 耐震改修事業費補助	耐震診断義務化建築物 (要緊急安全確認大規 模建築物)の所有者	65,244,000	0	耐震改修促進法の改正により耐震診断の実施が義務化された民 間建築物のうち、避難所など防災上一定の役割が期待できる学 校、福祉施設、病院、ホテル等の用途に供する建築物につい て、その所有者に対して耐震改修設計及び耐震改修工事に要す る費用の一部を補助することにより、これら民間建築物の耐震 化を促進し、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者 に対し、本市との災害時協定の締結等を前提に、耐震改修設計 費用及び耐震改修工事費用の一部(限度額あり)を補助する ・補助対象 耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物) のうち、学校、福祉施設、病院、ホテル等の用途に供する 建築物 ・補助率 耐震改修設計費:2/3以内、耐震改修工事費:23%以内 ・補助上限 耐震改修設計費:700万円/棟、耐震改修工事費用:1億円/棟	H27	H29
127	都市整備局 企画部 住宅政策課	民間すまいりんぐ供給 事業家賃減額補助	大阪市住宅供給公社等 の特定優良賃貸住宅の 管理者	1,261,234,000	1,628,889,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減す ることを目的とする	(賃貸住宅の管理者を経由して)事業者(賃貸住宅の所有者)に 対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者 負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H6	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
128	都市整備局 企画部 住宅政策課	特定優良賃貸住宅供給 促進事業家賃減額補助	大阪市住宅供給公社	277,987,000	310,499,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H8	H27
129	都市整備局 企画部 住宅政策課	高齢者向け優良賃貸住宅 供給促進事業家賃減額補助	大阪市住宅供給公社	125,914,000	125,036,000	高齢者の居住の安定を確保するため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H10	H27
130	都市整備局 企画部 住宅政策課	留学生向け借上賃貸住宅 供給事業家賃減額補助	大阪市住宅供給公社	38,448,000	38,448,000	国際交流の一環として、留学生施策の拡充のため、入居者の家賃負担を軽減することを目的とする	留学生向け住宅の管理者に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H10	H27
131	都市整備局 企画部 住宅政策課	新婚世帯向け家賃補助	市内の民間賃貸住宅に 居住する新婚世帯	1,356,146,000	2,008,847,000	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年層の市内定着を促進し、活力あるまちづくりを進める	市内の民間賃貸住宅に居住し、一定の要件を満たす新婚世帯に対して、最長72ヶ月、実質家賃負担額(家賃-住宅手当額)と5万円との差額を補助する(月額上限額は、36ヶ月目まで1万5千円、37ヶ月目以降2万円) ※新規受付分については停止	H3	H30
132	都市整備局 企画部 住宅政策課	特定優良賃貸住宅供給 促進事業利子補給	大阪市住宅供給公社	185,101,000	191,056,000	市内の居住水準の向上と市内居住を促進するため中堅所得者層を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10年間について1%の利子補給を行う	H6	H27
133	都市整備局 企画部 住宅政策課	高齢者向け優良賃貸住宅 供給促進事業利子補給	大阪市住宅供給公社	43,223,000	45,032,000	高齢者の居住の安定を確保するため高齢者を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10年間について1%の利子補給を行う	H10	H27
134	都市整備局 企画部 住宅政策課	新婚・子育て世帯向け 分譲住宅購入融資利子 補給	市内の民間住宅を民間 金融機関等の融資を受け て購入する新婚世帯 または子育て世帯	253,676,000	199,643,000	新婚世帯または子育て世帯に対して利子補給を行うことにより、購入者の初期負担を軽減し、持家取得を支援することで、新婚・子育て層、中堅層の市内居住の定着を図る	民間分譲住宅(マンション、戸建て、タウンハウス等)を金融機関の融資を受けて取得する新婚世帯または子育て世帯に対し、融資額の還元金残高(限度額2,000万円)を対象に年0.5%以内の利子補給を償還開始より5年間行う ※但し、H22.3までの融資申込者は0.5%以内、3年以内 ※但し、住宅取得にかかる契約締結日がH26.5.31以前の場合は融資利率-1%で0.5%上限	H17	H29
135	都市整備局 企画部 住宅政策課	都市防災不燃化促進助 成	不燃化促進区域内で一 定の基準に適合した耐 火建築物等を建設する 者で申請を行った者	29,497,000	31,185,000	大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の生命・身体及び財産を保護するため、市街地の防災性の向上を図ることを目的とする	指定する避難路の沿道区域において一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する者に対し助成を行う 助成額は3階までの延べ床面積に応じて、10,261千円以下	S55	H27
136	都市整備局 企画部 住宅政策課	マンション管理・建替 支援事業分譲マンシ ョン耐震改修検討費助成	分譲マンションの管理 組合	500,000	500,000	分譲マンションの円滑な合意形成による耐震改修を支援し、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、もって市民生活の安定と公共の福祉の増進に資することを目的とする	分譲マンションの耐震改修の検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助する 補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額50万円)	H25	H27
137	都市整備局 企画部 住宅政策課	マンション管理・建替 支援事業分譲マンシ ョン長期修繕計画作成費 助成	分譲マンションの管理 組合	3,000,000	3,000,000	良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図るため、分譲マンションの計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を支援することを目的とする	分譲マンションの長期修繕計画を作成する管理組合に対して、作成費用の一部を補助する 補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額30万円)	H26	H28
138	都市整備局 企画部 住宅政策課	生きた建築ミュージアム 再生補助金	生きた「建築ミュージ アム」実現のため、本 市があらかじめ選定し た歴史的建築物等の再 生整備事業を行う者	34,000,000	34,400,000	貴重な魅力資源である近代建築をはじめとする歴史的建築物等の公開性・集客性を高める外観等の再生整備を促進することを目的とする	・対象者:「生きた建築ミュージアム」実現のため、本市があらかじめ選定した歴史的建築物等の再生整備事業を行う者 ・補助対象の範囲:歴史的建築物等の公開性・集客性を高める整備等、補助要件を満たすように再生整備をする事業費 ・補助金額:補助対象事業費×1/2以内(限度額800万円)	H25	H27
139	都市整備局 企画部 住宅政策課	子育て世帯等向け民間 賃貸住宅改修促進事業 住宅改修補助金	民間賃貸住宅のオー ナー	40,000,000	40,000,000	子育て世帯等向け民間賃貸住宅ストックの質の向上を図り、ストックの有効活用と子育て世帯等の居住を促進する	民間賃貸住宅ストック(住戸面積40㎡以上)について、子どもの安全対策措置にあわせて、段差解消を伴うLDK化や断熱改修工事等を行うオーナーに対して、改修費の一部を補助(補助率1/6 戸当たり補助上限額50万円)する	H26	H28
140	都市整備局 企画部 住宅政策課	特定賃貸住宅建設融資 利子補給	(株)近畿大阪銀行	0	452,000	土地所有者等の行う賃貸住宅の建設に要する資金の融資の斡旋を行い、未利用地の住宅用地としての有効利用と良質な賃貸住宅の建設促進を行う	融資金融機関に対し、融資対象者の未償還額に本制度実施要綱に定める利子補給率を乗じて得た額を全額融資実行日の翌日から起算して、最大15年間利子補給する	S49	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	業 績 年度	終期又は 次回検証 年度
141	都市整備局 企画部 住環境整備課	主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助	主要生活道路沿道の一定の要件を満たす建築物の建替を行う者	3,711,000	4,644,000	〔特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(優先地区:約1,300ha)〕のなかでも、避難路へつながる主要な生活道路(概ね幅員6m以上の道路)が不足する地域において、災害時の延焼遅延や避難・消防活動の円滑化に向け、地域住民によるまちづくり協定等が締結された路線を「防災コミュニティ道路」と認定し、沿道建築物の建替えにあわせてセットバックと不燃化を誘導するため、建替等に要する費用の一部について補助を実施する	建築物の建替等に要する費用の一部を補助する 補助対象者:主要生活道路沿道の一定の要件を満たす建築物への建替え等を行う者 補助対象項目:設計費、除却費、耐火構造費、セットバック部分整備費 補助率:除却費(道路拡幅部分整備費)2/3以内、設計費、耐火構造費、セットバック部分整備費1/2以内(補助対象項目・敷地条件別に限度額あり) 補助限度額:100~200万円(間口補正1.0~2.0倍)	H21		H27
142	都市整備局 企画部 住環境整備課	民間老朽住宅建替支援事業従前居住者家賃補助	一定の要件を満たす老朽住宅を建替する際の従前居住者	9,142,000	12,054,000	都市の防災性や耐震性の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するとともに、良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽賃貸住宅を除却し、従前居住者が建替後の住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合等、一定の要件を満たせば家賃の一部について補助を実施する	建替後の賃貸住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合に家賃差額の一部を一定期間補助する 補助対象者:従前建物の入居者 補助額:従前家賃と従後家賃との差額の1/2以内(高齢者等世帯は2/3以内) 補助限度額:月額25,000円(高齢者等世帯は35,000円)	H5		H27
143	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助	一定の要件を満たす老朽住宅の建替を行う土地所有者等	165,651,000	176,176,000	民間老朽住宅の良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽住宅を除却し良質な住宅の建設を行なう場合、それらに要する費用の一部について補助を実施する	民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助する 補助対象者:民間老朽住宅の土地所有者等 補助対象項目:設計費、除却費、空地等整備費、共同施設整備費等で、建替の形態によって異なる(項目ごとに限度額あり) 補助率:1/2以内〔優先地区では一部2/3以内〕 補助限度額:一般・アクションエリアにおける単独建替の場合1,000万円	H5		H29
144	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	狭あい道路拡幅促進整備補助	一定の要件を満たす建築主等	9,408,000	9,472,000	幅員が4m未満の狭あい道路は、災害時や緊急時の消火・避難などの支障となるだけでなく、通風や採光といった住環境の面においても課題となっていることから、建替等の際し、建築主等の協力を得て、建築基準法に基づく後退部分を道路として整備することを促進し、密集住宅市街地における防災性及び住環境の向上を図り、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする	狭あい道路に面した建物の建替え等の前後退部分を道路として整備する場合、整備費用の一部を補助する 補助対象者:優先地区内の幅員4m未満の道路拡幅の築造等を行う者 補助対象項目:アスファルト舗装費(最大道路中心まで)、側溝整備費、集水枘整備費等 補助率:2/3以内	H20		H27
145	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却費補助	一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却を行う土地所有者等	21,625,000	18,990,000	地震時における老朽木造住宅の延焼や倒壊による道路閉塞の危険性を低減させるため、「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」内で狭あい道路等に面した既存の老朽木造住宅を民間土地所有者等が除却する場合、それに要する費用の一部について補助を実施する	老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する 補助対象者:民間老朽住宅の土地所有者等 補助率:1/2以内 補助限度額:集合住宅150万円 戸建住宅75万円	H23		H27
146	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	密集住宅市街地重点整備事業	一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却等を行う土地所有者等	66,142,000	51,865,000	密集住宅市街地整備推進プロジェクトチームにおいて策定した重点整備プログラムに基づき、新たな手法により整備を行うエリア、地域や住民と連携して整備に取り組むエリア、先行的に事業を進めているエリアを重点整備エリアとし、除却費補助や建替促進補助の要件緩和等の支援施策の強化を実施することにより、除却や建替えを効果的・効率的に促進し、延焼危険性や避難困難性に関する安全性を確保する	(除却費補助)老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する 限度額:集合住宅150万円 戸建住宅75万円 (防災空地活用型除却費補助)老朽木造住宅を除却し、その跡地を5年以上、防災空地として活用する場合に要する費用の一部を補助する ○除却費 限度額:集合住宅200万円 戸建住宅100万円 ○防災空地整備費 限度額:120万円 (建替建設費補助)民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助する 補助対象項目ごとに限度額あり (狭あい拡幅補助)狭あい道路(幅員が4m未満の道路)に面する敷地において、建替等の際し、建築基準法に基づく後退部分を道路として整備する費用の一部を補助する 補助対象項目ごとに限度額あり	H26		H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
147	都市整備局 企画部 区画整理課	土地区画整理組合等事 業補助金	土地区画整理事業施行 者	50,000,000	0	土地区画整理事業を施行する組合等に対し、事業に要する経費の一部について補助することにより、事業の適正な執行と円滑な運用を図る	土地区画整理事業を施行する組合等に対し、事業に要する経費の一部について補助金を交付する 補助金の額は、組合等区画整理事業実施要領第6第1項及び第2項に規定する補助基本額を限度とする	S52	H29
148	建設局 道路部調整課	地下街防災推進事業補 助金	地下街管理事業者	10,000,000	0	地下街防災推進事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街の防災対策の推進を図ることで災害に強い都市の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする	地下街管理会社が行う地下街防災推進計画の策定(安全点検・調査、避難検討、計画作成)に要する経費の1/3を補助する	H27	H29
149	建設局 公園緑化部 協働課	児童遊園整備費補助金	児童遊園を維持するこ とを目的に、地域住民 で自主的に組織された 団体等	3,788,000	7,913,000	既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新または増設に対して補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等を維持管理する団体等に対し、一年につき、児童遊園の面積が150㎡以上で15万円、150㎡未満で7万5千円を上限として補助する	S48	H29
150	建設局 公園緑化部 協働課	児童遊園活動費補助金	児童遊園を維持するこ とを目的に、地域住民 で自主的に組織された 団体等	2,120,000	2,220,000	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等に対して活動費を補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等の維持管理するための活動にかかる経費を補助対象とし、2分の1以内かつ上限を2万円とする	S48	H29
151	建設局 公園緑化部 協働課	保存樹、保存樹林等補 助金	保存樹・保存樹林等所 有者	1,000,000	1,000,000	保存樹・保存樹林等貴重な緑の保全、育成を図るために維持管理を行う者に対し、必要な経費の一部を助成することにより、都市の自然的環境の保全、維持及び景観の向上に寄与することを目的とする	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律および同施行令に基づき、大阪市が保存樹・保存樹林として指定した樹木の保全を図るため、その維持管理を行うものに対して、1年につき10万円を上限として、対象経費の1/2以内の額を助成する	H3	H29
152	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	学校運動場の芝生化事 業に対する補助金	運動場の芝生化実行委 員会等	401,000	705,000	地域との交流、学校における緑化及び環境学習の促進を図ることを目的として、地域の協働により学校運動場の芝生の整備事業を行う者に対し、補助金を交付する	学校運動場の芝生化にかかる2年目以降の維持管理経費の1/2(上限:毎年1㎡あたり100円、事業開始翌年度より3ヵ年以内)を運動場の芝生化実行委員会等に交付する	H17	H27
153	教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助金 (給食費補助)	準要保護家庭の児童生 徒の保護者	1,398,405,000	1,346,245,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定され、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校給食費の支給を行う ・小学校は実費相当額(中学校は実費の1/2)	S34	H27
154	教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助金 (医療費援助)	要保護・準要保護家庭 の児童生徒の保護者	35,475,000	59,595,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条、学校保健安全法第24条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾病にかかる医療費の援助を行う	S34	H27
155	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪国際平和センター 運営費補助金	(公財)大阪国際平和セ ンター	42,044,000	175,705,000	大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、世界平和に貢献することを目的に、府市共同で大阪国際平和センターを設立し、以降、府とともに運営費補助を実施	大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費については府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団自主財源を差し引き府市1/2ずつを補助する	H3	H27
156	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	キッズプラザ大阪運営 等補助金	(一財)大阪市教育振興 公社	77,368,000	107,287,000	(一財)大阪市教育振興公社が実施している「キッズプラザ大阪」の運営を補助し、本市児童文化の情報発信拠点として、子どもたちの健全育成を図る	本市施策に必要なキッズプラザ大阪を運営するために最低限必要となる管理運営にかかる経費について、1/2を上限として補助する	H9	H27
157	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	国指定文化財管理費補 助金	国指定文化財所有者	579,000	579,000	文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のために、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管理費総事業費の1/4を補助する	S55	H27
158	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	市指定文化財保存修理 事業費補助金	市指定文化財所有者	4,500,000	2,200,000	条例の規定により指定された文化財の保存修理を行う文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わないと文化財としての価値を損なう恐れのあるものについて、審査を行い、審査に合格した文化財の保存修理事業にかかる総事業費の1/2について補助金を交付する	H12	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
159	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当	全国中学校スポーツ大会選手派遣補助金	全国中学校スポーツ大会に参加する本市立中学校生徒の保護者	10,779,000	4,056,000	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実践の機会を保證することで心身ともに健康な中学生の育成を図ることを目的とする	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に出場する中学生に対する交通費および宿泊費の補助 なお、補助額については、交通費はJR大阪駅から開催都市までの往復運賃に相当する額を上限 また、空路の方が合理的な場合は空路を適用し、開催都市までの往復運賃に相当する額を上限とする 運賃の積算、空路の利用については、職員の旅費に関する条例をもとに積算し、宿泊費は実費とする(1泊上限3,500円、かつ3泊を上限)	不明	H27
160	教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当	市奨学費(奨学費補助金)	本市在住高校生および高専生	230,748,000	323,598,000	経済的理由のために高等学校または高等専門学校の修学が困難な者に対し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを目的とする	本市の区域内に住所を有する市民税非課税の世帯(生活保護世帯を除く)を対象として、領収書等により用途確認の上、奨学費を支給をする 第一学年は105,000円以内、第二学年以上は72,000円以内、大阪府「奨学のための給付金」の支給額を差し引いた額を奨学費の支給上限額とする	S24	H27
161	教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金(学用品費等補助)	要保護・準要保護家庭の児童生徒の保護者	1,085,406,000	1,125,529,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、児童生徒費、校外活動費、修学旅行費、通学費、入学準備金(1年生のみ)の支給を行う(修学旅行費以外は準要保護者のみ)	S34	H27
162	教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金(中学校夜間学級学用品費等補助)	本市在住中学校夜間学級生徒、またはその保護者	2,402,000	3,495,000	大阪市に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、就学上の負担を軽減し、教育の円滑な実施を図ることを目的とする	就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒またはその保護者に対して、学用品費等、校外活動費(泊を伴わないもの)、修学旅行費、通学費の支給を行う	S45	H27
163	教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金(視覚・聴覚特別支援学校高等部学用品費等補助)	視覚・聴覚特別支援学校高等部専攻科生徒の保護者	588,000	714,000	視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費について、本市が一部を補助することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする	「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分の第1段階及び第2段階に該当する者で、援助を希望する者に対して、学校徴収金会計基準に定める生徒費に相当する額の支給を行う	S32	H27
164	教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助金(小・中学校特別支援学級学用品費等補助)	大阪市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者	96,409,000	69,016,000	大阪市立小学校または中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に資することを目的とする	小学校または中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対して、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分により経済的負担能力に応じて、学用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、新入学児童・生徒学用品費等(1年生のみ)、交流学习交通費、職場実習交通費(中学校のみ)、医療費を支給する	S46	H27
165	北区役所 魅力創造課	校庭の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	124,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
166	北区役所 魅力創造課	大阪市地域活性化事業基金(ポートピア梅田環境整備協力費)を活用した北区まちづくり支援事業補助金	北区地域振興会連合振興町会等	139,823,000	0	北区における住民主体のまちづくりを支援するため、環境整備事業や地域のコミュニティづくり事業などを実施する地域団体に対して補助を実施することにより、北区における地域の活性化を図る	北区地域振興会連合振興町会等が行う環境整備事業に対する経費を100%補助する	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
167	北区役所 住民自治課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	42,299,000	42,299,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
168	北区役所 住民自治課	防犯カメラ設置補助金	地域の安全確保のため 防犯カメラを設置する 町会等	1,760,000	1,760,000	地域への防犯カメラ設置経費の補助を行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る	対象者:地域の安全確保のため防犯カメラを設置する町会等 補助対象:防犯カメラの設置に要する費用 補助率:50% 上限額:1台110,000円	H26	H28
169	都島区役所 まちづくり推進課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	200,000	2,700,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助期間:はじめて申請を行った年度を含む2カ年(連続) 補助限度額:200千円 補助率:1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会の法人格取得にかかる事業への補助 補助期間:形成後 1回限り 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H25	H27
170	都島区役所 まちづくり推進課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	22,113,000	22,113,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(区長が指定する活動 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、環境、文化スポーツ) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
171	都島区役所 まちづくり推進課	子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助事業	学校の周辺及び通学路・公園等の安全確保のために防犯カメラを設置する町会等	750,000	0	学校の周辺及び通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を行うことで、子どもの犯罪被害の防止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、子どもの犯罪発生件数の減少を図る	学校の周辺及び通学路・公園等に町会等が設置する防犯カメラの設置経費を補助 補助限度額:150千円 補助率:3/4	H27	H29
172	福島区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	19,193,000	15,889,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業開始年度	事業終了年度 又は 次回検証年度
173	福島区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	1,590,000	5,300,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H26	H28
174	福島区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	155,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
175	福島区役所 保健福祉課	病児・病後児保育支援事業補助金	病児保育事業者	0	465,000	区民の子育てと就労の両立をサポートするため、病児保育事業所の行う延長保育事業(補助事業者)に対して補助を行うことにより、子育てしやすいまち福島の実現のため区民の病児保育事業を利用しやすい環境づくりを図る	病児保育事業所の行う延長保育について、延長保育利用料の1/2を補助する(補助上限:1時間あたり500円)	H25	H26
176	此花区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	13,888,000	15,329,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして員員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
177	此花区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	5,300,000	6,890,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H26	H28
178	此花区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	202,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
179	此花区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会	3,584,000	0	此花区に居住するひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の食事を提供する事業を実施し、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的とする	ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者に対して、配食または地域の集会所などで会食事業等を実施する高齢者食事サービス委員会に対して食事費・会場費等の1/2を補助する(補助上限:食事費1食180円、会場費127,560円、検便費1人年1回500円)	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
180	中央区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	57,557,000	56,796,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
181	中央区役所 市民協働課	中央区「商い体験」事業補助金	ミナミ地区(概ね中央大通、谷町筋、区境で囲まれた地区)の商店会	1,000,000	2,000,000	商店街の活性化と個性的で魅力的な商店街づくりを推し進めるミナミ地区の商店会等によって観光集客とミナミ地区の魅力を発信するために実施される「商い体験」事業を支援し、ミナミ地区の観光発展・経済振興に資する	ミナミ地区の商店会を対象として、「商い体験」事業、または、ミナミ地区の魅力を発信するために実施する事業の経費(会場費、謝金、広告宣伝費等)のうち1/2の補助率で上限500千円補助する	H21	H27
182	中央区役所 市民協働課	校庭の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	31,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
183	中央区役所 市民協働課	既存施設の魅力発信機能を利用したにぎわいづくり事業補助金	既存施設の魅力発信機能を活用した街並みの魅力発信及びまちのにぎわいづくりを推進することを目的とし活動する組織	1,350,000	1,170,000	既存施設の魅力発信機能を有効に活用した街並みの魅力を効果的に発信するため、既存施設の魅力発信機能を利用したにぎわいづくり事業を実施する地元団体に対して補助を行うことにより、地域主体のまちのにぎわいづくりを推進する ・補助対象者 既存施設の魅力発信機能を活用した街並みの魅力発信及びまちのにぎわいづくりを推進することを目的とし活動する組織 ・補助対象事業 事業の企画、実施、広報等に要する経費	対象者:住民・企業等により構成された既存施設の魅力発信機能を活用し事業を推進する組織 補助対象の範囲:事業の企画、実施、広報に要する費用 補助率:1/2	H26	H27
184	中央区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	58,000	街頭犯罪発生防止のため、青色防犯パトロール活動事業を実施する団体に対して補助を行うことにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを図る 追記項目 ・補助対象者 青色防犯パトロールを実施する団体	青色防犯パトロール活動事業を実施する団体に対して、活動の実施に要する燃料費、装備品経費、消耗品経費等を補助する(補助上限:58千円) ・補助対象者 青色防犯パトロールを実施する団体	H24	H26
185	西区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	2,000,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額:200千円 補助率:1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事 業 開 始 年 度	終 期 又 は 次 回 検 証 年 度
186	西区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	22,268,000	22,268,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
187	西区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	2,120,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H27	H28
188	港区役所 協働まちづくり 支援課	地域活動協議会補助金	港区内外各地域活動協議会	29,130,000	29,128,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(防犯・防災に関する活動、子ども・青少年に関する活動、福祉に関する活動、健康に関する活動、環境に関する活動、文化・スポーツに関する活動、その他の地域のまちづくりを推進することを目的とした活動) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
189	港区役所 協働まちづくり 支援課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	2,840,000	8,520,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,680円を上限とし、568万円までを補助 補助率:10/10	H26	H28
190	港区役所 協働まちづくり 支援課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	233,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
191	大正区役所 総務課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	113,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
192	天王寺区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	16,652,000	15,696,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
193	天王寺区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域住民等で組織される校庭等の芝生化実行委員会等	3,180,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H27	H28
194	浪速区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	20,242,000	18,833,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% ただし無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
195	西淀川区役所 クリーンにして グリーンなまちづくり課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	31,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバースeed作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
196	西淀川区役所 クリーンにして グリーンなまちづくり課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	31,760,000	36,173,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
197	西淀川区役所 クリーンにして グリーンなまちづくり課	子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助金	地域活動協議会、大阪市PTA協議会を構成する団体等	900,000	600,000	学校の周辺及び通学路・公園等の子どもが集まる場所への防犯カメラの設置のため、子どもの安全見守り事業を実施する町会やPTA等に対して補助を行うことにより、こどもの犯罪被害の防止を図る	子どもの安全見守り事業を実施する町会やPTA等に対して子どもの安全見守り事業に要する防犯カメラの設置経費の3/4を補助する(補助上限:15万円)	H26	H28
198	西淀川区役所 クリーンにして グリーンなまちづくり課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	160,000	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール事業を実施する地域団体に対して、青色防犯パトロール活動の実施に要する経費(ガンリン代等)の1/2を補助する(補助上限:16万円)	H24	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
199	西淀川区役所 クリーンにして グリーンなまちづ くり課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	800,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額:200千円 補助率:1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)	H25	H26
200	西淀川区役所 福祉課	子ども達に寄り添うつ どいの家補助金	NPO・ボランティア 団体等	4,000,000	0	ネグレクト状態にある児童に対して、夕方から夜間にかけての居場所を提供し、学習支援、生活相談支援を行うものに対して、これに要する経費の一部を補助し、もって児童の健全育成と自立を促進することを目的とする	子ども達に寄り添うつどいの家事業を実施するNPO・ボランティア団体等に対して、子ども達に寄り添うつどいの家事業の実施に要する人件費及び物件費の経費等の1/2を補助する(補助 上限:2,000千円/団体)	H27	H29
201	淀川区役所 政策企画課	福祉バス運行事業補助 金	NPO法人、市民活動 団体等の任意団体	359,000	0	淀川区福祉バスの廃止に伴い、区内の交通空白地等においてバス等運行事業を実施する任意団体等に対して、燃料費等の補助を行うことにより、高齢者や障がい者等の公共交通手段の確保を図る	区内の交通空白地等においてバス等運行事業を実施する任意団体に対して、事業に必要な燃料費(補助基準額:359千円)を補助する	H27	H27
202	淀川区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活 動補助金	青色防犯パトロールを 実施する団体	320,000	320,000	区域内における青色防犯パトロール活動を支援するため、青色防犯パトロール活動を実施する団体に対して補助を実施することにより、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざす	青色防犯パトロール活動を実施する団体に対して、活動に要する巡回車の燃料費及び駐車場賃借料等の経費の1/2を補助する(上限16万円/1団体)	H24	H29
203	淀川区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	2,200,000	3,000,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額:200千円 補助率:1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H27
204	淀川区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	38,485,000	38,485,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に 加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額 が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に 相当する額)	H25	H27
205	淀川区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員 会等	11,400,000	15,900,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・ 技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を 上限とし、530万円までを補助 ※施工面積1000㎡超の場合は、芝刈り機等購入経費の補助 を加算(補助上限:800千円) 補助率:10/10	H26	H28
206	淀川区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	298,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び 材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーション など更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に 相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
207	淀川区役所 市民協働課	駐車場安全見守り防犯 カメラ設置事業補助金	駐車場管理者	5,000,000	0	多発傾向にある車が関連する凶悪犯罪被害を安全に防止するため、街頭犯罪が集中する地域の防犯カメラ未設置駐車場において、防犯カメラを設置する駐車場管理者に対して設置経費を補助することにより、所轄警察署と連携した防犯カメラ設置促進及び防犯モデル駐車場登録を推奨し、「車上ねらい」発生件数によりその効果を測定するとともに、その減少により地域住民の安全確保を図る	駐車場及び周辺の安全確保のため防犯カメラを設置する駐車場管理者に対して、防犯カメラ設置に必要な防犯カメラ本体及び設置工事(施工、材料及び消耗品等)にかかる経費(補助基準額:200千円)の1/2を補助する(上限:2,000千円/事業者)	H27	H29
208	淀川区役所 市民協働課	地域課題解決に向けた 区民提案型活動補助金	NPO法人、市民活動 団体等の任意団体	750,000	0	複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、NPO法人等と地域活動協議会や企業等が連携・協働する仕組みを構築することにより、住民視点での地域特性に応じた活動を支援するため、淀川区内の地域活動解決に向けた事業を実施する法人等団体に対して、事業に要する経費を補助することにより、地域活動の一層の活性化を図る	淀川区内の地域活動解決に向けた事業を実施する任意団体に対して、事業に要する講師謝礼・会場使用料等の事務経費(補助基準額:50万円)の1/2を補助する	H27	H29
209	淀川区役所 市民協働課	子どもの安全見守り防 犯カメラ設置補助金	学校の周辺及び通学 路・公園等の安全確保 のために防犯カメラを 設置する町会等	0	3,150,000	学校の周辺及び通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を行うことで、子どもの犯罪被害の防止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、子どもの犯罪発生件数の減少を図る	学校の周辺及び通学路・公園等に町会等が設置する防犯カメラの設置経費を補助する 補助対象経費の3/4上限15万円補助する	H26	H26
210	東淀川区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	64,928,000	64,928,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(区長が指定する防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなどの分野) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に 加算する(ただし、防犯にかかる啓発事業については、補助対 象物件費の額を上限に、無報酬の労力を1時間当たり500円/人 として算出した額を加算する) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額 が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に 相当する額)	H25	H27
211	東淀川区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員 会等	5,300,000	21,200,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・ 技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を 上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H26	H28
212	東淀川区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	313,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行 った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助す る 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び 材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーション など更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に 相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
213	東淀川区役所 市民協働課	ふれあい交流事業補助 金	地域の芝生化実行委員 会等	155,000	0	既に大阪市立小学校運動場の芝生化事業補助金制度を利用して芝生化を行った場所において、地域の力を取り込み、芝生の維持管理活動を行うことで、地域住民同士の交流、地域のきずなを深め、地域の憩いの場や自慢の場所のひとつとなるなど、コミュニティの活性化を図ることを目的に事業を行っている団体に対し、芝生の維持管理にかかる経費の補助を行う	既に大阪市立小学校運動場の芝生化事業補助金制度を利用して 芝生化を行った場所において、芝生の維持管理を行っている地 域の芝生化実行委員会等に対して、芝生の維持管理にかかる経 費の1/2を補助する(補助上限:1㎡あたり155円)	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
214	東淀川区役所 市民協働課	コミュニティカフェ事業補助金	NPO・企業・地域活動団体等	0	900,000	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの知識やノウハウを学ぶ場や仕組みづくり等、地域活動の自律に向けた取組みの場を提供するため、コミュニティカフェ事業を実施するNPO・企業・地域活動団体等に対して補助を行うことにより、新たな市民活動を創出することを目的とする	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの知識やノウハウを学ぶ場や仕組みづくり等、地域活動の自律に向けた取組みの場を提供するコミュニティカフェの開設、運営をするにあたり、NPO・企業・地域活動団体等に対し、45万円を上限に事業費の1/2を補助する	H26	H26
215	東淀川区役所 保健福祉課	一時預かり事業補助金	認可外保育施設を運営する法人	4,244,000	4,243,000	認可外保育施設において時間単位の一時的に事業を実施する事業者に対し補助金を交付し、利用者の負担を軽減しながら保護者の傷病等による緊急・一時的に保育が必要な場合や、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長、発達等、子育て支援を実施することを目的とする	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童で、保護者の傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、認可外保育施設において保育サービスを提供する 補助率:50%	H25	H27
216	東淀川区役所 保健福祉課	ライフステーション事業補助金	社会福祉法人・医療法人等	16,681,000	0	社会福祉法人・医療法人等の法人などが、専門的知識や技術、所有する施設等を地域に提供し、日常生活相談から福祉専門相談、見守りキーホルダー事業やその他見守り活動事業を実施することにより、高齢者や障がい者などの要援護者(以下「要援護者」という)がいつまでも地域で安心して生活できる仕組みづくりを構築することを目的とする	要援護者が地域でいつまでも安心して生活できる仕組みを構築するための事業の実施に要する経費(人件費及び物件費等)を補助する 補助対象:社会福祉法人・医療法人等の法人等 補助率:3/4(補助上限:8,340,600円/ブロック)	H27	H29
217	東淀川区役所 保健福祉課	障がい者地域交流サポート事業補助金	東淀川区内で交流スペースを提供できる社会福祉法人・NPO等	0	2,500,000	障がい者が地域で近隣の人たちと交流を持ちながら生活し、いつまでも地域において安心して生活することができるよう、東淀川区内で交流スペースを提供できる、社会福祉法人・NPO等に対して補助を行うことにより、環境を整備する	交流スペースにおける、専門相談員による日常的な相談業務、障がい者に必要な伝達手段での情報提供、地域交流スペースを拠点とした地域との交流にかかる経費に対して補助する 補助対象:東淀川区内で交流スペースを提供できる社会福祉法人・NPOなど 補助率:50%	H26	H26
218	東淀川区役所 保健福祉課	子育てリフレッシュ事業補助金	キッズスペース等を設置する店舗等の事業者	0	4,200,000	子育て世帯が食事やショッピング等の外出時に、その店舗または施設等で利用できるキッズスペース等を整備する運営者等に対し、補助金を交付することにより、安心して子どもを連れて外出できる環境整備を図るとともに、子育て中の保護者同士が気軽に情報交換や相談できるコミュニティの場を整備することを目的とする	授乳スペースやキッズスペースなどを設置する協力店舗(飲食店、病院、美容室、ショッピングセンター等)に、設置にかかる費用の2分の1(上限額、単に設置するもの:100,000円、改修工事の伴うもの:300,000円)の額を補助金として交付し、子育て世帯が利用できる施設を増加させる	H25	H26
219	東成区役所 まちづくり推進課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	1,000,000	1,800,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額:200千円 補助率:1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H27
220	東成区役所 まちづくり推進課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	17,500,000	16,600,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
221	東成区役所 まちづくり推進課	ふれ愛パンジーまちづくり活動支援事業補助金	市民活動団体等	1,000,000	0	地域社会の課題に取り組む市民活動団体等の公益的な市民活動に対して補助を行うことにより、自律的・継続的な活動となるよう支援する	市民協働ステーションであるふれ愛パンジーを活用し、市民活動団体等が地域社会の課題解決に取り組む公益的な事業のうち、第三者委員会が選定した事業に対して補助対象経費(消耗品費、会議費等)の50%を上限に補助を行う	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
222	東成区役所 保健福祉課	地域に根差した医療・ 福祉・介護の連携推進 事業補助金	事業者等	4,000,000	0	だれもが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるよう、区民の在宅医療・在宅療養を支える身近な地域での区民の交流、地域の見守り、多職種連携等の拠点のためのハード整備事業、または、新たな啓発事業などに対し、補助金を交付する	東成区内において空き室等をリノベーションにより用途や機能を変更して在宅医療や在宅療養を支える施設を整備するための「拠点整備事業」や在宅医療や在宅療養に関する啓発を行う「場づくり」事業を実施する事業者等に対して事業に要する経費の1/2を補助する	H27	H27
223	東成区役所 まちづくり推進課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員 会等	5,300,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H27	H28
224	生野区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員 会等	159,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
225	生野区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活 動補助金	青色防犯パトロールを 実施する団体	320,000	320,000	地域の自主防犯活動として青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施にかかる経費(ガソリン代等)の一部補助 補助対象者:生野区において青色防犯パトロール活動を実施する団体等 補助率:1/2以内	H24	H29
226	生野区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支 援するための活動補助 金	地域活動協議会	100,000	400,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H25	H29
227	生野区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	32,189,000	32,193,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
228	生野区役所 市民協働課	地域安全防犯カメラ設 置補助金	街頭犯罪多発地域に防 犯カメラを設置する地 域団体等	2,850,000	800,000	街頭犯罪多発地域における犯罪を抑止するため、町会等に対して防犯カメラの設置にかかる経費を補助することにより、防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る	街頭犯罪多発地域に防犯カメラを設置する町会等に対して、その設置に要する経費を補助する 補助率:設置経費の3/4以内(補助上限150千円)	H26	H29
229	生野区役所 市民協働課	福祉有償運送運転者育 成支援事業補助金	福祉有償運送事業を 実施しようとする者	340,000	0	地域住民等が主体となった福祉交通の担い手に対し補助金を交付することにより、地域の特性や実情、区内住民の移動手段のニーズにあった安定的な交通体系を構築し、便利で暮らしやすいまちづくりを目指す	新たに福祉有償運送にかかる運転手になろうとする者に対する講習会経費の補助 補助率:1/2以内 補助上限:8,500円	H26	H28
230	生野区役所 市民協働課	地域福祉交通ネット ワーク構築事業補助金	地域福祉交通のネット ワーク構築を実施し ようとする者	500,000	0	地域住民や民間事業者等が主体となった、地域福祉交通のネットワーク構築にかかる費用に対し補助金を交付することにより、地域の特性や実情、区内住民の移動手段のニーズにあった安定的な交通体系を構築し、便利で暮らしやすいまちづくりを目指す	生野区において、地域福祉交通にかかるネットワークを構築しようとする事業者に対する事業実施経費の補助 補助対象:生野区地域福祉交通ネットワーク構築事業にかかる事務費、人件費等 補助率:対象経費の1/2以内 補助上限:500千円	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
231	生野区役所 市民協働課	福祉有償運送運転者育 成支援事業補助金	地域福祉交通事業を 実施する地域団体等	0	1,750,000	地域住民等が主体とな った福祉交通の運営に 対し補助金を交付する ことにより、地域の特 性や実情、区内住民の 移動手段のニーズにあ った安定的な交通体系 を構築し、便利で暮ら しやすいまちづくりを 目指す	地域福祉交通を新た に実施しようとする事 業者等に対して、事業 実施にかかる経費を補 助する 補助対象:車両購入費、 保険料、燃料費等 補助率:対象経費の1/2 以内 補助上限:初期経費につ いては1,500千円、運 営経費については500 千円	H26	H26
232	生野区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事 業補助金	各地域高齢者食事サー ビス委員会等	7,306,000	0	高齢者の健康増進と地 域社会との交流を促進 するため、地域におい て食事サービスを実施 する事業者等に対して 補助を行う	食事サービスを実施す る事業者等に対して、 食料費・弁当代等の経 費を補助する 補助率:対象経費の1/2 以内	H27	H29
233	旭区役所 総務課	バス運行事業補助金	乗合バス運行事業者	9,000,000	9,000,000	区内において、交通が 不便となる地域の交通 アクセスをカバーする とともに、現状のバス の利用者の大半を占め る高齢者が利用しやす い車両を使用した乗合 バスの運行を行う事 業者の参入意欲を促進 するため、区内におい て乗合バスの運行を実 施する事業者等に対 して補助金を交付する	区内において乗合バス の運行を実施する事 業者に対して、最低限 必要な路線運行の実 施に要する、運転手か かる人件費及び路線運 行に必要な燃料費等の 1/2を補助する (補助上限:9,000千 円)	H26	H27
234	旭区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	15,197,000	15,197,000	校区等地域を範囲とし て、特定分野の活動団 体の活動対象とならな い活動分野を補完しな がら地域経営を行う準 行政的機能を有する地 域活動協議会の活動及 び運営経費の一部を補 助する	(1)地域活動協議会が 実施する公益性のある 活動に対する補助(具 体的な活動内容につい ては同協議会の選択に 委ねる) 補助率:活動経費の50 % 無報酬労力をみなしで 金員換算(物件費の50 %)して活動経費に 加算する (2)地域活動協議会の 運営(事務局の人件費 や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額 の25%の額 ただし50万円に満た ない場合は50万円(活 動費補助金の交付額が 100万円未満である 場合は、活動費補助金 の交付額の50%に相 当する額)	H25	H27
235	旭区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員 会等	3,180,000	2,120,000	地域住民が校庭等を芝 生化し、子どもが緑の もとで遊べる環境をつ くる活動を通じて、地 域のコミュニケーション を活性化させ、地域づ くりの実現を目指すこ とを目的に行う芝生化 の整備事業を行った地 域団体に対し、施工に かかる補助金を交付す る	芝生化実行委員会等 に、校庭等の芝生化に かかる施工経費を補助 する 補助内容:補助対象経 費(芝・肥料・土・基盤 整備・給水設備・技術 指導費・資機材購入費 等)について、1㎡あた り5,300円を上限とし 、530万円までを補助 補助率:10/10	H26	H28
236	旭区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	62,000	0	地域住民が校庭等を芝 生化し、子どもが緑の もとで遊べる環境をつ くる活動を通じて、地 域のコミュニケーション を活性化させ、地域づ くりの実現を目指すこ とを目的に行う芝生化 の整備事業を行った地 域団体に対し、維持管 理にかかる補助金を交 付する	区の「校庭等の芝生化 事業補助金」を活用し て芝生の施工を行った 実行委員会等に、校庭 等の芝生の維持管理経 費を補助する 補助内容:補助対象経 費(肥料・オーバーシ ード作業の施工及び材 料に要する経費・目砂 ・備品・燃料・補植・ エアレーションなど更 新作業の施工及び材料 に要する経費・消耗品 等)の1/2に相当する 額について、1㎡あた り155円を上限として 補助する 補助率:1/2	H27	H29
237	城東区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支 援するための活動補助 金	地域活動協議会	200,000	2,700,000	おおむね小学校区を 単位とし、さまざまな 市民活動団体が幅広く 参画した自律的な地域 運営の仕組みである地 域活動協議会を形成し た地域が、今後これま で以上に各団体や住民 との連携を深め、新た な担い手を確保しな がら、地域がより一丸 となって主体的に地域 活動を進めていく取組 みや、自らの発想と創 意工夫により発展しよ うとする際に、さまざ まな事業展開が容易に なるよう、社会的信用 を高める取組みを支援 する	(1)地域活動協議会が 、新たな幅広い層への 周知や、新たな担い手 の確保を目的としたイ ベントを実施するた めの初期支援 補助限度額:200千 円 補助率:1/2(マッ チングファンドの考 え方を応用したイン センティブ制度を導 入) (2)地域活動協議会 が法人格を取得する ための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千 円 補助率:1/2	H24	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
238	城東区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	39,225,000	39,096,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
239	城東区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	53,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
240	城東区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会	7,528,000	0	区内に居住するひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯等を対象に食事サービスを行う地域高齢者食事サービス委員会に対して補助金を交付し、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る	高齢者食事サービス事業を実施する委員会に対して、実施に要する活動費、運営費の1/2を補助する	H27	H29
241	城東区役所 保健福祉課	一時保育事業補助金	社会福祉法人等	2,434,000	0	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に、一時保育事業において保育サービスを提供する法人に補助金を交付し、乳幼児の福祉の増進を図る	一時保育事業を実施する法人に対して、必要な担当保育士の人件費等を延べ利用児童数から補助基準額により算出のうえ、その金額を補助金として交付する	H27	H29
242	城東区役所 保健福祉課	子どもシェルター設置事業補助金	社会福祉法人等	0	3,000,000	虐待などで居場所のない、十代後半の公的な制度の適用を受けない子どもや、集団生活になじまない処遇困難児童を一時的に避難させ、法的な支援も含めた自立に向けた支援を目的とした子どもシェルター事業を実施する法人に対し、補助金を交付する	主に15歳から20歳未満の児童等を対象とし、その処遇に必要な生活支援事業費・相談支援事業費用の1/2を子どもシェルター事業を実施する法人に対して補助する 年間の補助額は300万円を上限とする	H25	H26
243	鶴見区役所 地域活動支援課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	200,000	2,300,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会による法人格の取得にかかる事業 補助期間:1ヵ年(法人格の取得にかかる1回限り) 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H28
244	鶴見区役所 地域活動支援課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	30,995,000	30,999,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(区長が指定する防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツ、広報、その他の分野) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する(ただし、子ども・青少年、健康、文化・スポーツ、その他の分野については加算しない) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業開始年度	事業終了年度 又は 次回検証年度
245	鶴見区役所 地域活動支援課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	155,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
246	阿倍野区役所 企画調整課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	21,900,000	21,900,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
247	阿倍野区役所 企画調整課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	1,100,000	おおむね小学校校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助期間:2ヵ年(連続) 補助限度額:200千円 補助率:1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H26
248	阿倍野区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会等	4,066,000	0	阿倍野区に居住するひとり暮らし・ねたきり高齢者等に対して、地域施設で会食等の食事サービスを実施する事業者に対して補助を行うことにより、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を深め、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る	食事サービス事業を実施する事業者に対して、食事サービス事業の実施に要する食材費などの食事にかかる経費と、活動に必要な消耗品費・使用料等の運営にかかる経費の総額の1/2を上限に補助する	H27	H28
249	住之江区役所 政策推進室	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	40,007,000	37,197,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
250	住之江区役所 政策推進室	校庭の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	155,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
251	住之江区役所 政策推進室	福祉有償運送支援事業 補助金	福祉有償運送を新たに 実施する団体等	0	3,000,000	福祉有償運送の立上げを支援するため、福祉有償運送事業を実施するNPO法人等の非営利法人(登録から3年以内)に対して補助を行うことにより、通院等の外出に支援を要する高齢者・障がい者の移動手段を確保する 補助対象者:福祉有償運送事業を実施する以下の団体(登録から3年以内) NPO法人、社会福祉法人、地縁団体、医療法人、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会、医療法人、社団法人の営利を目的としない法人	福祉有償運送事業を実施するNPO法人等の非営利法人に対して、福祉有償運送事業の実施に要する以下の経費を補助する 補助対象経費:事業立ち上げにかかる車両購入費・運転手講習会受講経費・運行管理責任者講習受講経費・車検にかかる経費・点検にかかる経費・修繕費・任意保険料・駐車場賃借料 補助限度額:2,000千円 補助率:1/2 補助対象者:福祉有償運送事業を実施する以下の団体(登録から3年以内) NPO法人、社会福祉法人、地縁団体、医療法人、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会、医療法人、社団法人の営利を目的としない法人	H25	H26
252	住吉区役所 教育文化課	校庭の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	186,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
253	住吉区役所 教育文化課	住吉魅力PR補助金	地域の実行委員会等	2,000,000	0	地域住民等が住吉区の歴史・文化・自然資源を活用し、住吉の魅力を発信する文化的事業を実施する活動を通じて、まちの活性化を図ることを目的とした文化事業を行った地域団体等に対し、イベント運営等事業にかかる補助金を交付する	区の「住吉魅力PR補助金」を活用して住吉区の魅力を発信する事業イベントを開催した実行委員会等(2団体)に、イベント運営にかかる経費を補助する 補助内容:出演者等謝礼、パンフレットポスター等の印刷製本費、イベントにかかる保険料、会場使用料、会場設営等にかかる委託料等の1/2に相当する額について、100万円を上限として補助 補助率:1/2	H27	H29
254	住吉区役所 地域課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	40,284,000	40,284,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
255	東住吉区役所 政策推進課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	4,505,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H27	H28
256	東住吉区役所 区民企画課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	34,177,000	34,222,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
257	東住吉区役所 保健福祉課	コミュニティアクテ活動 補助金	区民が構成する地域福 祉活動を行う団体等	2,500,000	11,000,000	区民等の自主的な地域福祉活動を側面支援するため、福祉のまちづくり実現のための事業を実施する区民が構成する地域福祉活動を行う団体等に対して補助を行うことにより、「市民による自律的な地域運営」の実現を図る	福祉のまちづくり実現のための事業を実施する区民が構成する地域福祉活動を行う団体等に対して、福祉のまちづくり実現のための事業の実施に要する報酬経費及び消耗品購入経費等の1/2を補助する(補助上限:500千円)	H25	H29
258	東住吉区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事 業補助金	各地域高齢者食事サー ビス委員会	4,584,000	0	高齢者の健康保持やいきがいくつりや地域の福祉コミュニティの醸成のため、地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して補助を行うことにより、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る	地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して、地域施設での会食等の提供の実施に要する食材料購入経費及び報償費等の1/2を補助する(食材料費・弁当代経費については補助基準額:250円、ボランティア検便経費については補助基準額:205円、活動に必要な経費については補助基準額:12,000円～89,000円)	H27	H29
259	平野区役所 政策推進課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域芝生化実行委員会 等	284,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
260	平野区役所 まちづくり協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	52,118,000	52,100,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
261	西成区役所 総務課	簡易宿所設備改善助成 金	西成区内において簡易 宿所等を経営する事業 者(法人・個人)	20,000,000	0	ビジネス・観光客受入のために設備の改善等を行う区内の簡易宿所事業者に対して、助成金を交付することにより、観光客受入施設の増加を促し、地域の活性化を図るとともに、大阪全体の観光客受入体制の整備につなげる	ビジネス客・観光客受入のために設備の改善等を行う区内の簡易宿所事業者に対して、シャワールーム・トイレ・IT環境(Wi-Fi環境)・客室整備(畳のフローリング化等)・看板(英語表記)の整備に要する工事費の1/2の額を助成する(補助上限:200万円)	H27	H29
262	西成区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	50,087,000	50,084,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
263	西成区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員 会等	5,300,000	10,600,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H26	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
264	西成区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	310,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境 をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化さ せ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備 事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付 する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を 行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助す る 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び 材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーション など更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に 相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
265	西成区役所 保健福祉課	簡易宿所等防犯カメラ 設置補助金	西成区内において簡易 宿所等を経営する事業 者(法人・個人)	3,000,000	0	区内において、治安の向上を求められているエリアの課題に対 応するため、簡易宿所等の経営者で防犯カメラの新設を希望す る者に対して、本体購入費等の補助を実施することにより、犯 罪発生率の低下を目指す	簡易宿所等の経営者で防犯カメラの新設を希望する者に対し て、防犯カメラ設置事業の実施に要する本体購入費・取付工事 費等の1/2を補助する(補助上限:10万円)	H27	H28
266	西成区役所 保健福祉課	高齢者・障がい者買い 物支援事業補助金	買い物支援を通じて高 齢者・障がい者の見守 り活動を行う者	2,700,000	0	徒歩圏内に生活必需品を買うことができる店舗が激減し、公共 交通機関の利便性も悪いことから、高齢者等が孤立化している 地域において、移動販売による買い物支援を通じて高齢者等の 見守り活動を行う者に対して、補助を実施することにより、高 齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できることを目的とす る	買い物支援を通じて高齢者・障がい者の見守り活動を行う者 に対して、買い物支援事業を5年以上実施することを条件とし、 同事業の実施に要する移動販売車の購入・改造経費の1/2を補 助する(補助上限:270万円)	H27	H27
27年度に支出対象がないため予算計上を行っていないもの等				0	992,654,000				
合計				30,857,929,000	33,727,476,000				

※「27年度当初」欄に金額の記載がないものについては、廃止となったもの。

(中央卸売市場事業会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
1	中央卸売市場 東部市場	大阪市中央卸売市場記念事業補助金	記念事業委員会	0	6,000,000	市場のPRや生鮮食料品の消費の喚起を促すなど市場の活性化を図ることを目的とする。	平成26年11月に東部市場開設50周年を迎えることから、記念事業として市場まつり等を開催し、より多くの来場者を集客し、市場PRや生鮮食料品の消費喚起を促すため、事業費の一部を補助する。	H26	H26

(下水道事業会計)

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	27年度当初	26年度予算 (当初+5月補正)	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
1	建設局管理部 事業所担当	雨水貯留タンク普及促進助成	市内に雨水貯留タンクを設置する申請者	1,800,000	1,800,000	総合的な浸水対策の一環として、雨水の流出抑制及び雨水の利用を目的とした雨水貯留タンクを設置する市民に対し助成金を交付する	市内の住宅等に設置される市販の雨水貯留タンク 1基につき3万円を上限として、購入費の1/2を助成する	H18	H27

準公営企業会計合計	1,800,000	7,800,000
合計	30,859,729,000	33,735,276,000

2. 新規補助金概要シート

(1) 補助内容

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

番号	1	所管	危機管理室危機管理課			
名称	大規模地下空間浸水対策事業費助成金					
交付先	大阪駅周辺地区の地下街もしくは地下街に接続するビル等の所有者または管理者					
交付目的	大規模な浸水実績がある大阪駅周辺地区において、内水氾濫に対する地下空間の浸水対策を促進するため、地下街や接続ビルの出入口に止水板を設置する施設管理者に対して補助を行うことにより、大規模地下空間の水害時の安全性の確保を図る。					
事業の概要	大阪駅周辺地区において内水氾濫によって浸水のおそれがある出入口に止水板を設置する地下街や接続ビルの管理者に対して、止水板設置工事に要する経費の2/3を補助する。(補助上限:200万円/1カ所)					
27算定額及び積算	補助額2,000千円×5カ所＝10,000千円(平成27年度予算算定額)					
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例等の名称						
補助率等	補助基準額:一、補助率:2/3(上限:2,000千円/出入口1カ所当たり)					
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/>	(1/2)	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>		府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
交付先の分類	法人					
性質別分類	その他事業補助					
終期	平成28年度					
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	大規模な地下空間は、地下街、地下駅、接続ビルなど多くの施設がつながり、日常的に多くの人に利用されている。一方で、地下空間は閉鎖的であるため、浸水すると人命に関わる深刻な被害につながる危険性があると同時に、近年、全国的に局地的なゲリラ豪雨による内水氾濫が頻発しており、大規模地下空間の浸水対策は喫緊の課題となっている。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は内水氾濫によって浸水のおそれがある出入口の止水板設置等に限定しており、毎年のように市内で内水氾濫が発生している状況を踏まえ、人命保護の観点から早期設置を図るため、国の制度を最大限に活用し、補助率を2/3とする。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	大規模地下空間の浸水対策を促進するためには、地下街や接続ビルの所有者または管理者の経済的負担を軽減することが不可欠であり、施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付の対象となる出入口については、対象要件等の明確な基準を設け、補助申請の公募実施により交付先を決定することから公平性がある。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<p>内水氾濫によって浸水のおそれがある地下街や接続ビルの出入口(10カ所(見込))への止水板の設置により大規模地下空間の水害時の安全性の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値(設置件数):5件(平成27年度) ・測定方法:申請・実績報告による
--------	---

(1) 補助内容

番号	4	所管	経済戦略局文化部文化課		
名称	芸術・文化団体サポート事業助成金				
交付先	芸術文化活動を行う団体				
交付目的	ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者があらかじめ登録された芸術・文化団体を選んで本市へ寄附を行い、その寄附金を財源として当該団体に補助を実施することにより、寄附文化の醸成を図るとともに芸術・文化団体の活動促進を図り、民間の力を最大限に生かす「文化自由都市、大阪」をめざす。				
事業の概要	あらかじめ募集・登録された市内を拠点として活動する公益社団・公益財団法人、認定NPO法人、認証NPO法人などの芸術・文化団体の活動に対して、寄附金を募集し、その寄附金の範囲内で当該団体の活動に要する事業費・管理費等の経費を補助する。				
27算定額及び積算	補助対象経費237,500円×補助率10/10×20団体＝補助金額4,750千円 (平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額：一、補助率：100%(上限：寄附金収受額の範囲内で決定)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他(寄附金) <input checked="" type="checkbox"/> (10/10) 無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/> () 無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		有の場合 その理由

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	ふるさと寄附金制度を活用し、あらかじめ登録された芸術・文化団体を寄附者が選んで本市へ寄附を行うことにより、民間の力による自主的な芸術文化振興を図ることを目的としていることから公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	寄附金を財源(100%)とした芸術・文化団体の活動に対する助成であり、民間の力による自主的な文化活動の促進であることから、対象経費、金額、補助率に妥当性がある。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	ふるさと寄附金制度を活用し、芸術・文化団体へ補助を行うことは、大阪の寄附文化を醸成し、民間の力を最大限に活かす仕組みづくりを進めていくために効果的である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	対象団体(大阪市内に事務所を有し、大阪市内を拠点として活動している公益社団・公益財団法人、認定NPO法人、認証NPO法人)をアーツカウンシル部会の意見をふまえ公募・選定を行うことや、広く寄附を募集し、寄附者自らが団体を選んで寄附し、その収受額が補助上限額となることから、公平性が認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標：助成を受けた団体の活動に参加した人数 10%増(前年度比) 測定方法：実績報告書等による確認
--------	--

(1) 補助内容

番 号	18	所 管	総務局行政部行政課		
名 称	弁護士報酬等補助金				
交付先	職員				
交付目的	職務に関連する職員個人を被告とする訴訟において、弁護士報酬の費用を本市が負担するため、当該職員に対して補助を実施することにより、職員が職務に専念できる環境を整え、もって本市の事務事業の円滑な執行及び推進を図る。				
事業の概要	職務に関連する職員個人を被告とする訴訟に勝訴した職員に対して、必要性が認められる場合に、当該訴訟に要する弁護士報酬等を補助する。				
27算定額及び積算	補助対象経費560千円※×補助率10/10×1件＝補助金額560千円(平成27年度予算算定額) ※本市訴訟の平均報酬額				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input checked="" type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	職員個人を被告とする損害賠償請求訴訟にかかる弁護士費用の負担に関する条例				
補助率等	補助基準額：一、補助率：100%(上限：一)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	個人				
性質別分類	その他(個人に対する補助など)				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	職員個人を被告として訴訟が提起された場合において、それが本市の職務上の行為に関する訴訟であるものについて、職員個人が自ら弁護士報酬を支払って全面的に勝訴したときに弁護士報酬の支払に要した費用を補助するものであり、本市の事務事業の執行に際して本市職員の意欲を高揚させ、もって事務事業の円滑な推進を図ることができるため、必要性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	本補助金の交付目的は、本市の職務上の行為に関する訴訟について、職員個人が自ら弁護士報酬を支払って全面的に勝訴したときに弁護士報酬の支払に要した費用を補助するものであり、補助率の上限が50%を超えること(上限100%)には妥当性がある。 また、実際の補助額についても、職員個人が現実負担した弁護士費用等の額を限度として、大阪市弁護士報酬基準に準じて額を算定するため、妥当性がある。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	職員個人が実際に弁護士費用等を負担した場合、補助金の交付以外の方法では当該負担を軽減することはできないため、有効性がある。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助金の交付に当たっては、有識者として複数の弁護士の意見を聴取することとなっているため、公平性がある。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助金の交付を受けた職員が属する所属に対してアンケートを行い、補助金の必要性、妥当性、有効性及び公平性について検証を行うことにより、補助効果の測定を行う。
--------	---

(1) 補助内容

番号	27	所管	都市計画局計画部都市計画課		
名称	エリアマネジメント活動推進事業補助金				
交付先	本市が認定する事業計画に基づき都市利便増進施設の整備等を行う都市再生推進法人				
交付目的	市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共空間の創出及び維持発展を促進するため、本市が認定する事業計画に基づき都市利便増進施設の整備等を行う都市再生推進法人に対して補助を行うことにより、都市の魅力の向上を図ることを目的とする。				
事業の概要	大阪市エリアマネジメント活動促進条例に基づき本市が認定した事業計画に基づき実施する都市利便増進施設の一体的な整備または管理事業を行う都市再生推進法人に対して、施設の整備または管理に必要な歩道空間維持管理業務等の経費について全額補助する。(補助上限:認定年度計画の認定額)				
27算定額及び積算	補助対象経費28,188千円×補助率100%＝補助金額28,188千円 (平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input checked="" type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	大阪市エリアマネジメント活動促進条例第6条第1項				
補助率等	補助基準額:一、補助率:100%(上限:分担金徴収額の範囲内で決定)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他(地権者等から徴収する分担金) <input checked="" type="checkbox"/>	(10/10)	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	本事業により、市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共空間の創出及び維持管理が行われることは、魅力的で暮らしやすい質の高い都市空間の形成に寄与することから、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	外部有識者等の意見を聞き認定を行った認定整備等に要する費用に相当する額を交付するものであり、補助金対象事業や金額は妥当かつ明確である。また、同費用については、認定等整備等の実施により利益を受ける者から分担金として徴収するものであり、100%の補助率は妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	本補助金は、行政が行う水準を超えた質の高い公共空間の創出及び維持発展に対し使用されるものであり、補助金額に見合う効果が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	認定整備等に要する費用を、認定整備の実施により利益を受ける者から分担金として徴収するため、公平性は保たれている。また、交付先は、当該地区において認定整備等を実施する法人であり、適正に決定されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	歩行者空間の魅力度…目標値:平成25年度比10%増 測定方法:アンケート調査(平成29年度実施)による
--------	--

(1) 補助内容

番号	29	所管	都市計画局計画部交通政策課				
名称	鉄道安全性向上事業費補助金(鉄道における南海トラフ地震対策促進事業)						
交付先	耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)						
交付目的	鉄道施設の耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、新たに対象となった民間鉄道施設(高架橋・橋りょう等)の耐震補強対策を促進し、もって、鉄道利用者や高架下の歩行者などの市民生活の安全・安心の確保を図ることを目的とする。						
事業の概要	今後発生が予測される大規模地震に備え、高架橋・橋梁等の民間鉄道施設について、国の耐震基準に基づき耐震補強の緊急実施を図る事業に対して、耐震補強に要した本工事、付帯工事費について、国等と協調し補助金1/6以内を交付する。						
27算定額及び積算	補助対象経費:耐震補強に要する費用 補助金額:補助対象経費74,000千円×補助率1/6=12,334千円(平成27年度予算算定) 対象箇所:近鉄大阪線、南海本線						
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額:一、補助率:1/6(上限:一)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input checked="" type="checkbox"/>	(1/3)	府 <input checked="" type="checkbox"/>	(1/6)	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input type="checkbox"/>
交付先の分類	法人						
性質別分類	施設整備事業補助						
終期	平成29年度						
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	民間鉄道施設の耐震対策を促進することにより市民・利用者の安全を確保することを目的としており、公益性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国の補助制度に基づき、大阪府と共に補助を行うものであることから、補助対象や金額、補助率については妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	民間鉄道施設の耐震対策を促進するものであり、国の制度上からも補助が適当である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	国の補助制度に基づき、事業主体である鉄道事業者を対象として補助金交付されるものであるため、交付先は適正に決定されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	国の耐震基準に基づき補強が必要な高架橋等の柱578本の対策完了(平成29年度末)
--------	--

(1) 補助内容

番号	30	所管	都市計画局計画部交通政策課				
名称	鉄道安全性向上事業費補助金(地下駅における浸水対策促進事業)						
交付先	浸水対策事業を行う鉄道事業者又は軌道経営者(JRを除く)						
交付目的	地下駅の浸水対策事業を行う鉄道事業者(JRを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、民間鉄道の地下駅の浸水対策を促進し、もって、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。						
事業の概要	大阪市地域防災計画に定めるハザードマップを踏まえ、浸水防止対策が必要な地下駅において、浸水対策の実施を図る事業に対して、浸水対策に要した本工事、付帯工事費について、国等と協調し補助金1/6以内を交付する。						
27算定額及び積算	補助対象経費:浸水対策に要する費用 補助金額:補助対象経費60,000千円×補助率1/6×1件=10,000千円(平成27年度予算算定)						
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額:ー、補助率:1/6(上限:ー)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input checked="" type="checkbox"/>	(1/3)	府 <input checked="" type="checkbox"/>	(1/6)	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input type="checkbox"/>
交付先の分類	法人						
性質別分類	施設整備事業補助						
終期	平成29年度						
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	民間鉄道施設の浸水対策を促進することにより市民・利用者の安全を確保することを目的としており、公益性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国の補助制度に基づき、大阪府と共に補助を行うものであることから、補助対象や金額、補助率については妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	民間鉄道施設の浸水対策を促進するものであり、国の制度上からも補助が適当である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	国の補助制度に基づき、事業主体である鉄道事業者を対象として補助金交付されるものであるため、交付先は適正に決定されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<ul style="list-style-type: none"> 出入口における止水扉設置 3カ所の完了 トンネル坑口における止水扉設置 1カ所の完了 (平成31年度末)
--------	---

(1) 補助内容

番号	62	所管	福祉局高齢者施策部高齢施設課		
名称	介護療養型医療施設転換整備費補助金				
交付先	医療法人、社会福祉法人等				
交付目的	療養病床の再編成に伴い介護療養型医療施設が平成29年度末に廃止されることから、介護老人保健施設等へ転換整備を促進するため、既存の介護療養型病床を有する医療施設を運営する法人に対し、転換整備に要する工事費等を補助する。				
事業の概要	介護療養型医療施設を運営する法人に対し、介護療養病床を介護老人保健施設等へ転換する際の施設整備に要する工事費等を補助する。 ・補助基準額…新設:1,860千円/床、改築:2,300千円/床、改修:930千円/床 ・補助率…10/10				
27算定額及び積算	補助対象経費1,696千円※×204床＝補助金額345,984千円(平成27年度予算算定) ※補助基準額(新設・改築・改修)の平均				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	・新設…補助基準額:1床あたり1,860千円、補助率:100%(上限:ー) ・改築…補助基準額:1床あたり2,300千円、補助率:100%(上限:ー) ・改修…補助基準額:1床あたり930千円、補助率:100%(上限:ー)				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (10/10)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	医療制度改革関連法により、介護療養型医療施設の平成29年度末廃止が定められているが、財政面での支援が無ければ、期間内ですべての介護療養型医療施設の転換が不可能であり、その必要性は高い。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国において病床転換に要する工事の種別に応じ、かつ、病床数に応じた補助基準額としており、平成29年度末までに確実な転換を図る必要性から、国に準じた補助基準額及び補助率としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	民間法人が運営する施設に補助することにより、主体的に介護老人保健施設等への転換を促す事ができ、その有効性は高い。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	本市の介護療養型医療施設を有する医療法人等を対象としており、また、補助申請の公募実施により交付先を決定することからその公平性は高い。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	現存する介護療養病床632床に対する転換整備実績数 目標値:204床(平成27年度) 測定方法:各年度末現在における当該病床の転換実績数による。
--------	--

(1) 補助内容

番号	83	所管	こども青少年局子育て支援部管理課		
名称	病児保育施設開設準備経費補助金				
交付先	病児保育施設を新規開設する法人等				
交付目的	病児保育施設の新規開設にかかる費用負担を軽減するため、病児保育施設を新規開設する法人等に対して補助を実施することにより新規開設の促進を図り、市民が仕事と子育てを両立できるよう支援する。				
事業の概要	病児保育施設を新規開設する法人等に対して、施設の開設に必要となる建物改修経費、備品等購入経費及び広報経費(補助基準額:400万円)を補助する。				
27算定額及び積算	補助基準額4,000千円×4ヵ所=16,000千円(平成27年度予算算定額)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:4,000千円、補助率:100%(上限:一千円)				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/3)	府 <input checked="" type="checkbox"/> (1/3)	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	安定的な運営が困難であることから新規開設が進まない状況にあり、市民ニーズ調査を踏まえたこども・子育て支援事業計画における需要に対応するためには、開設にかかる初期経費の負担軽減を図る必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	病児保育施設の新規開設においては、保育室や調理室などが必要であり、建物改修にかかる工事費等の事業者負担が多いため、国の補助基準に合わせた補助基準額及び補助率としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	病児保育施設は、その性質上、季節による利用者数の変動が大きく、安定的な運営が困難であり新規開設が進まないことから、医療機関以外の範囲にも事業実施対象範囲を拡充することとしており、併せて開設にかかる初期経費の負担軽減を図ることにより、確実に民間による新規施設の開設を図ることを目的としているため、補助による実施が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	申請募集においては、公募型プロポーザル方式により、有識者からなる選定委員会の意見を踏まえ交付先を選定することから公平性がある。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<p>大阪市こども・子育て支援事業計画に基づく需要見込(40,749人日〔平成27年度〕)が達成可能な必要事業量を確保するため、新規施設の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値:4施設(合計定員数24人)の新規開設(平成27年度) ・測定方法:年度末時点の施設定員による
--------	--

(1) 補助内容

番号	84	所管	こども青少年局子育て支援部管理課		
名称	病児・病後児保育事業予約システム整備補助金				
交付先	病児保育施設及び病後児保育施設を運営する法人等				
交付目的	病児保育施設及び病後児保育施設における利用予約キャンセル率が高い課題への対応として、インターネットを活用した予約システムの導入を促進するため、病児保育施設及び病後児保育施設を運営する法人等に対して予約システム導入経費を補助することにより、利用者の利便性向上とともに効率的な事業実施を図る。				
事業の概要	インターネットを活用した予約システムの導入を実施する病児保育施設及び病後児保育施設を運営する法人等に対して、システム導入に要する初期経費(補助基準額:40万円)の1/2を補助する。				
27算定額及び積算	補助額200千円(補助基準額400千円×補助率1/2)×24カ所※ ＝補助金額4,800千円(平成27年度予算算定額) ※既存病児保育施設8施設、新規病児保育施設4施設及び既存病後児保育施設12施設				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:400千円、補助率:50%(上限:－)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	病児保育施設及び病後児保育施設においては、利用予約のキャンセル率が高く(約25%:平成25年度国実態調査)、利用者がキャンセル待ちをしなければならないなど課題があり、事業運営においても多大な影響があることから、予約システム導入の促進を図ることによる利用者の利便性の向上とともに、効率的な事業実施を図る必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	予約システム導入にかかる初期経費のみを補助対象(システム運用経費は補助対象外)としており、補助率は1/2補助としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	本市内において予約システムを導入している施設はなく、民間事業者における自主的なシステム導入を促進することにより、利用予約のキャンセルを利用待ちの希望者に対して速やかに通知できるようになり、病児・病後児保育事業の利便性が確実に向上することから、補助効果があり補助による実施が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	病児保育施設及び病後児保育施設を運営する法人等のすべてを補助対象としており、申請においても要件による募集により実施する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	インターネットを活用した予約システムをすべての病児保育施設及び病後児保育施設に導入することにより、利用者の利便性向上とともに効率的な事業実施を図る。 ・目標値:予約システム導入後のキャンセル率が全国平均(25%)を下回る(平成27年度) ・測定方法:病児・病後児保育事業の実績報告(延べ利用児童数及び延べキャンセル日数)による
--------	---

(1) 補助内容

番号	90	所管	こども青少年局子育て支援部管理課		
名称	私立幼稚園一時預かり事業補助金				
交付先	私立幼稚園・認定こども園を設置運営する法人等				
交付目的	通常の教育時間の前後や休日、長期休業中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に一時預かり(預かり保育)を実施する幼稚園(子ども・子育て支援新制度対象園)、認定こども園(教育標準時間認定の子どもが対象)に対して、補助を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。				
事業の概要	地域子ども・子育て支援事業として、通常の教育時間の前後や長期休業中に、専任の担当職員(保育士または幼稚園教諭)の2名以上の配置による一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、事業に要する職員雇用等の経費(補助基準額:800円/1日当たり利用者数など)の1/2を補助する。				
27算定額及び積算	基本時間分:補助基準800円(日額)×園児数750人×250日×1/2=75,000千円 長時間加算分:補助基準200円(日額)×園児数750人×250日×1/2=18,750千円 休日分:補助基準1,600円(日額)×園児数120人×50日×1/2=4,800千円 補助金額:98,550千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 <input checked="" type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	子ども・子育て支援法第59条第10項				
補助率等	・課業日(平日(月～土)) 基本時間分:補助基準800円/1日当たり利用園児数、補助率:50%(上限:ー) 長時間加算(8時間超)分:補助基準200円/1日当たり利用園児数、補助率:50%(上限:ー) ・休業日(休日) 補助基準額1,600円/1日当たり利用園児数、補助率:50%(上限:ー)				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/3)	府 <input checked="" type="checkbox"/> (1/3)	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	現行制度における「預かり保育」については、私学助成の対象であったが、子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園(認定こども園含む)については、市町村が実施する一時預かり事業(幼稚園型)に移行することとなる。 子ども・子育て支援法第59条に規定される事業であり、教育課程にかかる教育時間外の教育活動(学校教育法・幼稚園教育要領)として、保護者の子育て支援を行うための財政支援が必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国が示す一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価(定額補助)に準拠しており、現行の私学助成との経費比較からも妥当と考える。 一時預かり事業(幼稚園型)については、専任の職員を雇用する必要があり、安定的な雇用を行うために概算払いを行う。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園については、現行制度の都道府県が行う私学助成による「預かり保育」を実施するが、子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園等は、市町村が行う一時預かり事業となり、市町村による財政支援により継続的に一時預かり事業を実施することができ、各幼稚園が園や地域の実情に応じて実施する自主事業であることから、補助による実施が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	子ども・子育て支援新制度に移行する全ての私立幼稚園・認定こども園(教育標準時間認定にかかる)を対象としており、申請においても要件による募集により実施する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	新制度に移行する幼稚園等の90%以上の施設で実施を行い、一時預かり事業の充実を図る。 ・目標値(延参加人数):193,500人(平成27年度) ・測定方法:毎年度末における実施日数及び実施時間による。
--------	--

(1) 補助内容

番号	97	所管	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課		
名称	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金				
交付先	ひとり親家庭の母または父				
交付目的	ひとり親家庭の母または父の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親世帯の母または父に対して補助を実施することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく。				
事業の概要	高等学校卒業程度認定試験合格のために講座を受講するひとり親家庭の母または父に対して、講座受講経費の2割を補助するとともに、高卒認定試験合格者には講座受講経費の4割を追加補助する。(最大補助率6割)				
27算定額及び積算	基本分:10,080千円(補助基準210,000円×48件)×補助率2割=2,016千円 合格加算分:3,780千円(補助基準210,000円×18件※)×補助率4割=1,512千円 ※48件のうち合格率36.5%(文部科学省公表の受験者のうち合格者数の割合平均)による補助金額:3,528千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input checked="" type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法				
補助率等	基本分(講座終了者)…補助基準額:210,000円、補助率:20%(上限:-) 合格加算分(うち高卒認定試験合格者)…補助基準額:210,000円、補助率:40%(上限:-) ※高卒認定試験合格者の補助率は合計60%				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (3/4)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	個人				
性質別分類	その他(個人に対する補助など)				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	ひとり親世帯の母または父は約13.8%が最終学歴中学卒(H23年度全国母子世帯等調査)であり、また、母子世帯は平均収入が一般世帯の約33%(H20年度本市実態調査)となっており、より良い条件で就職や転職をするには高校卒業程度の学力が必要であることから、ひとり親世帯の自立促進を図るためには、母または父の学び直しの支援が必要であり、ひとり親世帯においては講座受講費用の負担が困難であるため補助が必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	母子世帯は平均収入は一般世帯の約33%(H20年度本市実態調査)であり、ひとり親世帯における講座受講費用の負担が困難であることから、補助率は国の実施基準と同じ、受講費用の2割(合格者は4割の追加)としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	ひとり親家庭の母または父の資質向上及び職業能力開発において、自主的に民間機関が実施する高卒認定試験合格支援講座の受講を支援するにあたり費用負担が困難であることから、補助による実施が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	児童扶養手当を受給できる所得水準のひとり親家庭の母または父のみを対象として所得の高い者は対象から除外しており、申請においても要件による募集により実施する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	高卒認定試験合格のための講座費用補助によりひとり親家庭の母または父の学び直しを図ることで、より良い条件での就業・より高度な職業訓練への参加を支援する。 ・目標値(就職、増収者数):補助金対象者の3割 ・測定方法:当該事業を受けて合格した者の就労状況及び進学状況等について、アンケート及び電話による追跡調査による。
--------	--

(1) 補助内容

番号	103	所管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名称	民間保育所整備促進賃料補助金				
交付先	民間保育所を設置運営する法人				
交付目的	特に賃料が高いことなど賃貸物件による民間保育所新設が困難な地域における賃料負担を軽減するため、特定地域において賃貸物件による保育所を新設する法人に対して賃料補助を実施することにより、保育所整備促進による待機児童の解消を図る。				
事業の概要	特定地域において賃貸物件による保育所を新設する場合に、契約年数に応じた賃料の前納により月額負担の軽減を受ける保育所設置法人に対して、前納賃料の1/2を補助する。(補助上限:定員60・70人12,000千円、定員80人16,000千円)				
27算定額及び積算	定員60・70人:72,000千円(補助基準1,200千円×20年×3カ所)×1/2=36,000千円 定員80人:64,000千円(補助基準1,600千円×20年×2カ所)×1/2=32,000千円 補助金額:68,000千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	定員60・70人:補助基準額24,000千円(1,200千円×20年)、補助率:50%(上限:12,000千円) 定員80人:補助基準額32,000千円(1,600千円×20年)、補助率:50%(上限:16,000千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	三大都市圏(東京都・政令市)と比較して本市公示価格が高いことから、賃料が高いなどの課題により賃貸物件による民間保育所整備が進まないことから、保育所整備の促進を図るためには保育所設置法人の負担軽減が必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	保育所運営費における賃料加算額に対して、三大都市圏(東京都・政令市)と本市公示価格の格差に相当する額を補助基準額としていることや、補助基準以上の賃料前納を条件にしており、補助率も1/2としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	民間による賃貸物件での保育所の新設において、保育所設置法人の賃料負担を軽減することにより、民間による施設整備の促進をより一層図ることができるため、補助による実施が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	保育所を公募設置する地域のうち、保育所の整備が困難な地域に限定するものの交付先については、外部委員を含む法人選考委員会等の意見を踏まえ決定している。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	平成30年4月1日時点において全ての入所保留児童を含む要保育児童(約55,000人)の入所枠の確保を図る。 ・目標値(整備(入所枠確保)人員):2,044人(平成27年度) ・測定方法:毎年4月1日現在の入所保留児童数による
--------	--

(1) 補助内容

番号	109	所管	こども青少年局保育施策部保育企画課				
名称	アレルギー対応等栄養士雇用経費補助事業						
交付先	民間保育所・認定こども園・私立幼稚園を設置運営する法人						
交付目的	給食を自園調理により提供する民間保育所等において、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取組みを充実させるため、栄養士の加配を実施する民間保育所等に対して、栄養士加配経費の補助を実施することにより、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童の健やかな成長を支援する。						
事業の概要	栄養士1名を加配してホームページ等においてアレルギー対応給食等の取組みを公表する、自園調理により給食を提供する民間保育所等に対して、栄養士雇用経費(補助基準額:126万円)を補助する。						
27算定額及び積算	補助基準1,260,000円※×217カ所=273,420千円(平成27年度予算算定) ※積算:7,130円×5時間/7.75時間×25日×12月-120,000円(施設型給付費に含まれる額) =1,260,000円						
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(分割)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額:1,260千円、補助率:100%(上限:-)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	法人						
性質別分類	その他事業補助						
終期	平成29年度						
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	近年アレルギー児が増加する中、民間保育所等におけるアレルギーへの安全対策の確立が進んでいないため、栄養士を配置し、アレルギー対応、栄養指導、及び栄養管理を支援し、児童が健やかに成長する環境を整える必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	子ども・子育て支援新制度における給付費には栄養士嘱託職員雇用経費相当額が含まれるが、嘱託職員の配置では献立表の作成・確認程度の業務となり、十分な対応が取れないため、非常勤職員配置にかかる雇用経費相当額との差額を補助対象経費としており、補助基準額は本市栄養士アルバイト賃金単価により設定している。 認可保育所等においては、概ね本市基準保育料、給付費及び補助金収入のみで運営しており、栄養士配置にかかる雇用経費の負担が困難であるため、補助率100%とするが、高額な職員給与の支出や決算における一定割合以上の繰越金を有する施設は対象外としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	民間保育所等における自主的な栄養士配置において、雇用経費の確保が課題であることから、補助による実施が最適であり、栄養士の配置により、きめ細やかな対応が可能となり、アレルギーへの十分な安全対策につながる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	原則、嘱託職員配置では対応できない施設(利用者が少数の地域型保育事業を除く施設)は全て対象とし、財政力のある施設は対象外としており、申請においても要件を付した募集により実施することで、公平・公正な給付及び補助制度を確保する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<p>自園調理により給食を提供する全施設に栄養士を配置し、アレルギー児等に対して十分な対応が取れるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値(配置施設数)…217施設(平成27年度) ※補助対象見込307施設のうち、低年齢児のアレルギー児数が5人以上である施設 ・測定方法…毎年度末時点の配置施設数による
--------	--

(1) 補助内容

番号	126	所管	都市整備局企画部住宅政策課		
名称	耐震診断義務化建築物耐震改修事業費補助				
交付先	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者				
交付目的	耐震改修促進法の改正により耐震診断の実施が義務化された民間建築物のうち、避難所など防災上一定の役割が期待できる学校、福祉施設、病院、ホテル等の用途に供する建築物について、その所有者に対して耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、これら民間建築物の耐震化を促進し、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。				
事業の概要	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者に対し、本市との災害時協定の締結等を前提に、耐震改修設計費用及び耐震改修工事費用の一部(限度額あり)を補助する。 ・補助対象…耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)のうち、学校、福祉施設、病院、ホテル等の用途に供する建築物 ・補助率…耐震改修設計費:2/3以内、耐震改修工事費:23%以内 ・補助上限…耐震改修設計費:700万円/棟、耐震改修工事費用:1億円/棟				
27算定額及び積算	耐震改修設計費:補助対象経費22,866千円(3棟)×補助率2/3=15,244千円 耐震改修工事費:補助対象経費217,391千円(1棟)×補助率23%=50,000千円 補助金額:65,244千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input checked="" type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	建築物の耐震改修の促進に関する法律第3条第2項				
補助率等	耐震改修設計費分…補助基準額:一、補助率2/3(上限:7,000千円) 耐震改修工事費分…補助基準額:一、補助率23%(上限:100,000千円)				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/>	(1/2)	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input checked="" type="checkbox"/>	(設計:1/6 工事:21.8%)	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	東南海・南海地震や上町断層帯地震等の発生が危惧されるなか、平成25年5月に公表された「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」では、人的・物的両面にわたって被害の絶対量を減らすという観点から事前防災の取組みが極めて重要であるとの指摘があり、建築物の耐震化はこれまで以上に喫緊の課題となっている。 また、耐震診断義務化の法改正にあたり、衆参両院の附帯決議及び国土交通省通知により、地方に対して補助制度創設等が強く求められている。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国が定める基準に準拠したもの等としており、また、市負担分の割合は1/2を下回っているため、補助対象金額・補助率は妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	耐震診断義務化建築物の耐震化を促進するためには、建物所有者の経済的負担を軽減することが不可欠となっており、施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付の対象となる耐震診断義務化建築物については、公募により申請を受け付け、対象要件等の明確な基準を設けており、適正かつ公平に交付先を決定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	避難所など防災上一定の役割が期待できる民間建築物の耐震化を促進し、市民の安全・安心の確保を図る。 目標:4棟の補助実施(平成27年度) 測定方法:毎年度末の補助実績棟数
--------	--

(1) 補助内容

番号	148	所管	建設局道路部調整課				
名称	地下街防災推進事業補助金						
交付先	地下街管理事業者						
交付目的	地下街防災推進事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街の防災対策の推進を図ることで災害に強い都市の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。						
事業の概要	地下街管理会社が行う地下街防災推進計画の策定(安全点検・調査、避難検討、計画作成)に要する経費の1/3を補助する。						
27算定額及び積算	補助対象経費(安全点検・調査に要する経費) 30,000千円×補助率1/3×1件=10,000千円						
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額: -、補助率: 1/3(上限: -)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input checked="" type="checkbox"/>	(1/3)	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input type="checkbox"/>
交付先の分類	法人						
性質別分類	その他事業補助						
終期	平成29年度						
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなか、都市における重要な歩行者ネットワークを形成し、極めて公共性の高い地下街において、大規模地震発生時における安心な避難空間の確保等を図ることは喫緊の課題となっている。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国の基準に準拠しており、また、市負担分の割合は1/2を下回っているため、補助対象経費や補助率は妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	地下街の防災対策を推進するためには、地下街管理会社の経済的負担を軽減することが不可欠であり、施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	地下街を所有若しくは管理する者であれば申請が可能であり、対象要件等は国の基準に準拠したものであることから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値: 地下街防災推進計画を策定した市内の地下街数 8カ所 ・測定方法: 毎年度末現在における策定実績による
--------	---

(1) 補助内容

番 号	次頁参照	所 管	各区市民協働課等		
名 称	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)				
交付先	地域の芝生化実行委員会等				
交付目的	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する				
事業の概要	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する。 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円(※1)を上限とし、530万円(※2)までを補助 〔※1 港区については1㎡あたり5,680円を上限 ※2 淀川区については、資機材の追加購入費用として、80万円を別途加算 ※3 住吉区については、1,000㎡を超える場合、200万円を上限に別途加算〕 補助率:10/10				
27算定額及び積算	各区の算定額については別紙参照				
事業開始年度	平成26年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:5,300円/㎡、補助率:100%(上限:5,300千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成28年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	校庭等の芝生化を通じて、実行委員会の開催や地域住民の維持管理への参加など、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指していくという補助目的であることから、補助を行う公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費については、芝生化に必要な施工経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)に限定しており、補助率は100%としているが、初期投資経費のみを補助対象としていることや、地域住民などで構成される実行委員会による実施であり、公共性が高いものであることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	地域住民・PTA等で構成される芝生化実行委員会等が主体的に実施する事業に対し、行政が財政的支援を行うことにより、芝生をより身近なものとして大切に維持管理を行い、地域のコミュニケーションの活性化といった補助目的の達成が見込まれるため、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付団体については資格要件を備えた補助事業者を広く公募することとしており、公平かつ適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	実行委員会の開催や、地域住民の維持管理作業への参加により、地域のコミュニティが活性化されたと感じている区民の増(各区において、具体的な効果指標を策定し、アンケート等により効果測定を行う。)
--------	--

※上記内容を基本として、各区において要綱を定める。

校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)

(単位:千円)

番号※	区名	27年度算定額
173	福島区	1,590
177	此花区	5,300
187	西区	2,120
189	港区	2,840
193	天王寺区	3,180
205	淀川区	11,400
211	東淀川区	5,300
223	東成区	5,300
235	旭区	3,180
255	東住吉区	4,505
263	西成区	5,300
合計		50,015

※ 番号は補助金支出一覧の番号に対応。

(1) 補助内容

番 号	次頁参照	所 管	各区市民協働課等				
名 称	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)						
交付先	地域の芝生化実行委員会等						
交付目的	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する						
事業の概要	<p>区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する。</p> <p>補助内容: 補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率: 1/2</p>						
27算定額及び積算	各区の算定額については別紙参照						
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(一括)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額: 一、補助率: 50%(上限: 155円/㎡)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体						
性質別分類	その他事業補助						
終 期	平成29年度						
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	校庭等の芝生化を通じて、実行委員会の開催や地域住民の維持管理への参加など、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指していくという補助目的であることから、補助を行う公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費については、芝生の維持管理に必要な経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)としており、妥当である。 補助率については補助金等のあり方に関するガイドラインの原則に基づき50%としており、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	地域住民・PTA等で構成される芝生化実行委員会等が主体的に実施する事業に対し、行政が財政的支援を行うことにより、芝生をより身近なものとして大切に維持管理を行い、地域のコミュニケーションの活性化といった補助目的の達成が見込まれるため、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付団体については、芝生の施工時に資格要件を備えた補助事業者を広く公募のうえ決定されていることから、公平かつ適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	実行委員会の開催や、地域住民の維持管理作業への参加により、地域のコミュニティが活性化されたと感じている区民の増(各区において、具体的な効果指標を策定し、アンケート等により効果測定を行う。)
--------	--

※上記内容を基本として、各区において要綱を定める。

校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)

(単位:千円)

番号※	区名	27年度算定額
165	北 区	124
174	福 島 区	155
178	此 花 区	202
182	中 央 区	31
190	港 区	233
191	大 正 区	113
195	西 淀 川 区	31
206	淀 川 区	298
212	東 淀 川 区	313
224	生 野 区	159
236	旭 区	62
239	城 東 区	53
245	鶴 見 区	155
250	住 之 江 区	155
252	住 吉 区	186
259	平 野 区	284
264	西 成 区	310
合 計		2,864

※ 番号は補助金支出一覧の番号に対応。

(1) 補助内容

番 号	166	所 管	北区役所魅力創造課		
名 称	大阪市地域活性化事業基金(ポートピア梅田環境整備協力費)を活用した北区まちづくり支援事業補助金				
交付先	北区地域振興会連合振興町会等				
交付目的	北区における住民主体のまちづくりを支援するため、環境整備事業や地域のコミュニティづくり事業などを実施する地域団体に対して補助を実施することにより、北区における地域の活性化を図る。				
事業の概要	北区地域振興会連合振興町会等が行う環境整備事業に対する経費を100%補助する。				
27算定額及び積算	<ul style="list-style-type: none"> ・安全まちづくり事業 40,388千円 ・回遊性の向上に向けた事業 30,489千円 ・地域コミュニティ支援事業 52,974千円 ・地域一体となった巡視のための支援事業 1,856千円 ・協議会運営支援事業 14,116千円 補助金額: 139,823千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額: 一、補助率: 100%(上限: 一)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他(地域活性化事業基金) <input checked="" type="checkbox"/>	(10/10)	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	モーターボート競走にかかる勝舟投票券の場外発売場(ポートピア梅田)の設置によって「ポートピア梅田環境整備協力費」として納付され、「大阪市地域活性化事業基金条例」に基づき蓄積した基金を活用し、この施設が所在する北区における地域の活性化を図る事業に対し補助するため公益性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	ポートピア梅田が所在する北区における地域の活性化を図るために地域住民団体が主体となって行う環境整備事業については、「ポートピア梅田環境整備協力費」として納付された「大阪市地域活性化事業基金条例」に基づき蓄積した基金を活用することが趣旨に合致しているため、対象経費の全額(100%)を補助することが妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	地域住民団体が事業主体となって行う事業に対し補助することにより、地域の活性化並びに安全で安心なまちづくり事業を推進するため、有効性がある。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	大阪市地域活性化事業基金条例に基づき、ポートピア梅田が所在する北区において、地域の活性化を目的とする事業を促進する経費に充てることとなり、区と地域住民団体とで合意形成されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	安全まちづくり事業については、街頭犯罪発生件数の前年比較や参加団体・人数・回数により効果を測定する。
--------	--

(1) 補助内容

番号	171	所管	都島区役所まちづくり推進課		
名称	子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助事業				
交付先	学校の周辺及び通学路・公園等の安全確保のために防犯カメラを設置する町会等				
交付目的	学校の周辺及び通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を行うことで、子どもの犯罪被害の防止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、子どもの犯罪発生件数の減少を図る。				
事業の概要	学校の周辺及び通学路・公園等に町会等が設置する防犯カメラの設置経費の3/4を補助する。(補助上限:15万円)				
27算定額及び積算	補助額150千円(補助対象経費200千円×補助率3/4)×5台=補助金額750千円 (平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:75%(上限:150千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、犯罪発生件数の抑止・減少につながる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は防犯カメラ設置にかかる費用のみであり、区内で急増している子ども犯罪被害に対し、緊急的な措置として補助率を3/4とすることで、地域に早期設置を促し、犯罪被害の減少を目指す。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、犯罪発生件数の減少が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象条件を示したうえで、公募により実施することから、交付先は公平かつ適正に決定されることとなる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標値:区内の強制わいせつ認知件数の減少 前年比10%減 測定方法:大阪府警察発表の強制わいせつ認知件数統計による
--------	--

(1) 補助内容

番号	179	所管	此花区役所保健福祉課		
名称	高齢者食事サービス事業補助金				
交付先	各地域高齢者食事サービス委員会				
交付目的	此花区に居住するひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の食事を提供する事業を実施し、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的とする。				
事業の概要	ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者に対して、配食または地域の集会所などで会食事業等を実施する高齢者食事サービス委員会に対して食事費・会場費等の1/2を補助する。(補助上限: 食事費1食180円、会場費127,560円、検便費1人年1回500円)				
27算定額及び積算	・活動費(食事にかかる費用): 2,737,440円(@180×15,208食) ・運営費806,280円 ・その他経費40,000円 補助金額: 3,584千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額: 一、補助率: 50% (上限: 食事費1食180円、会場費127,560円、検便費1人年1回500円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	本事業の対象者である、ひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみ世帯の割合が本市の特性として高く(高齢者全体の7割弱。これは、全国平均より高く、政令市の中でも最も高い)、今後、高齢者がますます増加する中、ひとり暮らし高齢者等の地域での孤立防止や認知症の早期発見のために、見守りや閉じこもり予防の取り組みが求められており、地域の在宅高齢者等が安心して健康に暮らすために、本事業の果たす役割は極めて大きい。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費を食事にかかる経費や会場使用料等に限定しており、補助率も1/2としていることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	地域ボランティア中心の食事サービス委員会が、地域のニーズに応じた会食・配食を創意工夫を凝らして実施しており、補助によることが最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	本事業は、公平性を確保するため事業運営実施希望者を募集し、応募者から選定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	「食事サービスのご利用に満足」と答える割合 目標値: 70%以上 測定方法: 年度末において利用者アンケートを実施
--------	---

(1) 補助内容

番 号	200	所 管	西淀川区役所福祉課		
名 称	子ども達に寄り添うつどいの家補助金				
交付先	NPO・ボランティア団体等				
交付目的	ネグレクト状態にある児童に対して、夕方から夜間にかけての居場所を提供し、学習支援、生活相談支援を行うものに対して、これに要する経費の一部を補助し、もって児童の健全育成と自立を促進することを目的とする。				
事業の概要	子ども達に寄り添うつどいの家事業を実施するNPO・ボランティア団体等に対して、子ども達に寄り添うつどいの家事業の実施に要する人件費及び物件費の経費等の1/2を補助する。(補助上限:2,000千円/団体)				
27算定額及び積算	補助額2,000千円(補助対象経費4,000千円×補助率1/2)×2団体=4,000千円 (平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%、(上限:2,000千円)				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/2)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	ネグレクト状態や厳しい環境の中にいる子どもに対し、居場所を提供すると共に、生活支援・学習支援などをサポートすることで、児童・生徒の健全育成と自立を図るために必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は事業実施に必要な不可欠かつ最低限の経費としており、補助率も1/2としており、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	地域社会から孤立した児童の健全育成を図るために、自主的に実施されているものを対象としており、補助金交付が妥当である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付先については、公募により選定を行うため、交付先は適正に設定されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	潜在的なネグレクト状態にある対象者のうち親の同意が得られる児童・生徒数 目標値:利用対象者のうち31人
--------	--

(1) 補助内容

番 号	201	所 管	淀川区役所政策企画課			
名 称	福祉バス運行事業補助金					
交付先	NPO法人、市民活動団体等の任意団体					
交付目的	淀川区福祉バスの廃止に伴い、区内の交通空白地等においてバス等運行事業を実施する任意団体等に対して、燃料費等の補助を行うことにより、高齢者や障がい者等の公共交通手段の確保を図る。					
事業の概要	区内の交通空白地等においてバス等運行事業を実施する任意団体に対して、事業に必要な燃料費(補助基準額:359千円)を補助する。					
27算定額及び積算	補助額359千円(補助基準額359千円×補助率10/10)×1団体=359千円 (平成27年度算定額)					
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(一括)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例等の名称						
補助率等	補助基準額:359千円、補助率:100%(上限:—)					
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	その他事業補助					
終 期	平成27年度					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	淀川区福祉バスの廃止に伴い、任意団体によるバス等運行事業の実施に対する財政支援を行い、高齢者や障がい者等の公共交通手段の確保を図る必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	バス等運行事業に要する経費のうち、燃料費のみを補助対象経費としており、補助率は10/10であるが、バス等運行事業全体計比においては約4%に相当するため、実質補助率は1/2以下である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	淀川区福祉バスの廃止に伴い、民間による自主的なバス等運行事業への移行を図ることを目的としているため、補助による実施が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	任意団体によるバス等の運行経路は区内の交通空白地等を対象としたものであり、補助申請についても広く公募して交付先を決定することから公平性が確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	任意団体のバス等運行事業に対する財政支援により、民間による自主事業への移行を図る。 ・目標値:1団体 ・測定方法:申請件数による
--------	--

(1) 補助内容

番 号	207	所 管	淀川区役所市民協働課		
名 称	駐車場安全見守り防犯カメラ設置事業補助金				
交付先	駐車場管理者				
交付目的	多発傾向にある車が関連する凶悪犯罪被害を安全に防止するため、街頭犯罪が集中する地域の防犯カメラ未設置駐車場において、防犯カメラを設置する駐車場管理者に対して設置経費を補助することにより、所轄警察署と連携した防犯カメラ設置促進及び防犯モデル駐車場登録を推奨し、「車上ねらい」発生件数によりその効果を測定するとともに、その減少により地域住民の安全確保を図る。				
事業の概要	駐車場及び周辺の安全確保のため防犯カメラを設置する駐車場管理者に対して、防犯カメラ設置に必要な防犯カメラ本体及び設置工事(施工、材料及び消耗品等)にかかる経費(補助基準額:200千円)の1/2を補助する。(補助上限:2,000千円/事業者)				
27算定額及び積算	補助額10万円(補助基準額200千円×補助率1/2)×50台＝補助金額5,000千円 (平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:200千円、補助率50%(上限:2,000千円/事業者)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	これまで防犯カメラの設置や犯罪多発エリアでの巡回等の取組みにより街頭犯罪の抑止を図っており、「車内カラッポ宣言」など市民に対する車上狙い等への注意喚起を行ってきたが、人がいない駐車場での車が関連する犯罪が急増している状況にあり、駐車場周辺地域を含めた犯罪抑止を図る必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	防犯カメラの設置に必要な防犯カメラ本体及び設置工事(施工、材料及び消耗品等)にかかる経費を対象経費とし、補助基準額も他の防犯カメラ設置補助制度と同等としており、補助率も1/2としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	民間駐車場における防犯カメラの自主設置を促進することにより、所轄警察署と連携した防犯カメラ設置促進及び防犯モデル駐車場登録を推奨し、犯罪件数の減少による地域住民の安全確保を図ることを目的としているため、補助による実施が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	区内で駐車場事業を行う事業者(法人・個人経営者)へ広く公募のうえ交付先を決定することから、公平かつ適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<p>街頭犯罪集中地域における防犯カメラ未設置駐車場への設置により、犯罪件数の減少による地域住民の安全確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値(区内車上ねらい発生件数):平成25年比5%減(189件以下)(平成27年度) ・測定方法:毎年12月末現在の「車上ねらい」発生件数による
--------	--

(1) 補助内容

番 号	208	所 管	淀川区役所市民協働課		
名 称	地域課題解決に向けた区民提案型活動補助金				
交付先	NPO法人、市民活動団体等の任意団体				
交付目的	複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、NPO法人等と地域活動協議会や企業等が連携・協働する仕組みを構築することにより、住民視点での地域特性に応じた活動を支援するため、淀川区内の地域活動解決に向けた事業を実施する法人等団体に対して、事業に要する経費を補助することにより、地域活動の一層の活性化を図る。				
事業の概要	淀川区内の地域活動解決に向けた事業を実施する任意団体に対して、事業に要する講師謝礼・会場使用料等の事務経費(補助基準額:50万円)の1/2を補助する。				
27算定額及び積算	補助額250千円(補助基準額500千円×補助率1/2)×3団体=750千円 (平成27年度算定額)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:500千円、補助率:50%(上限:一)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		有の場合 その理由

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域活動協議会に対する補助事業は存在するものの、各種地域団体や企業、NPO法人等の多様な主体が地域社会の将来像を共有しながら、地域の様々な地域課題に取り組む自律的な地域運営を図るため、NPO法人等と地域活動協議会や企業等が連携・協働する仕組みを構築する必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	地域課題の解決に向けた事業に要する経費のうち、講師謝礼・会場使用料等の事務経費のみを補助対象経費としており、金額としては、他都市の類似事例では1事業あたり約50万円程度であり、補助率も1/2としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	NPO法人や任意団体等の自主事業に対する財政支援であり、事業提案を広く公募するとともに、公開による選考会によって補助事業を選定し、事業終了後の実績報告も公開実施とすることで、淀川区内の他地域への展開の促進を図ることができ、補助による実施が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	淀川区内を対象として活動するNPO法人や任意団体を対象として広く公募を行い、外部委員を含んだ選定委員により事業の公益性・有効性・継続性等を評価して交付先を決定するものであり、公平性が確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	NPO法人等が淀川区内で積極的に活動し、地域活動協議会や企業等と協働して地域課題の解決を図る仕組みづくりを構築する。 ・目標値:事業提案数3件以上、事業実施後のソーシャルビジネス・コミュニティビジネス化1件以上 ・測定方法:公開選考会への事業提案数及び事業終了後のソーシャルビジネス・コミュニティビジネス化件数
--------	---

(1) 補助内容

番 号	213	所 管	東淀川区役所市民協働課		
名 称	ふれあい交流事業補助金				
交付先	地域の芝生化実行委員会等				
交付目的	既に大阪市立小学校運動場の芝生化事業補助金制度を利用して芝生化を行った場所において、地域の力を取り込み、芝生の維持管理活動を行うことで、地域住民同士の交流、地域のきずなを深め、地域の憩いの場や自慢の場所のひとつとなるなど、コミュニティの活性化を図ることを目的に事業を行っている団体に対し、芝生の維持管理にかかる経費の補助を行う。				
事業の概要	既に大阪市立小学校運動場の芝生化事業補助金制度を利用して芝生化を行った場所において、芝生の維持管理を行っている地域の芝生化実行委員会等に対して、芝生の維持管理にかかる経費の1/2を補助する。(補助上限:1㎡あたり155円)				
27算定額及び積算	補助対象経費310千円×補助率1/2=補助金額155千円 補助金額155千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%(上限:155円/㎡)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	芝生等の維持管理をとおして地域住民同士の交流を継続的に行うことで、地域コミュニティの活発化を図ることが重要であり、補助を行うに足りる高い公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	事業実施にかかる維持管理経費(備品購入費、消耗品費等)を155千円を上限に1/2補助する。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	区民が自主的に芝生化活動など、芝生の維持管理活動を行うことにより、住民同士の交流が期待でき、補助金として交付することが地域の自主性を尊重することにつながる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により選定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	事業についてアンケート調査を行い、本事業に参加してコミュニティが活性化しているとの回答が50%以上になることを目標とする。
--------	---

(1) 補助内容

番 号	216	所 管	東淀川区役所保健福祉課		
名 称	ライフステーション事業補助金				
交付先	社会福祉法人・医療法人等				
交付目的	社会福祉法人・医療法人等の法人などが、専門的知識や技術、所有する施設等を地域に提供し、日常生活相談から福祉専門相談、見守りキーホルダー事業やその他見守り活動事業を実施することにより、高齢者や障がい者などの要援護者(以下「要援護者」という。)がいつまでも地域で安心して生活できる仕組みづくりを構築することを目的とする。				
事業の概要	要援護者が地域でいつまでも安心して生活できる仕組みを構築するための事業の実施に要する経費(人件費及び物件費等)を補助する。 補助対象:社会福祉法人・医療法人等の法人等 補助率:3/4(補助上限:8,340,600円/1ブロック)				
27算定額及び積算	補助額8,341千円(補助対象経費11,121千円×補助率3/4)×2ブロック ＝補助金額16,681千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:75%(上限:8,340,600円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	高齢者や障がい者などが、地域でいつまでも暮らしていくために、地域の中で見守りの拠点を設け、「自助」「互助」による「助け合い」「支え合い」のネットワークづくりが必要である。介護保険法の改正により地域での在宅生活が重要視されていることから、補助を行う公益性が認められるものとする。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	介護保険法改正による地域包括ケアシステムの確立を目標として、地域の社会福祉法人、医療法人等の公益性の高い法人への補助という観点から、補助率を4分の3とし、高齢者や障がい者などが、いつまでも地域で安心して暮らしていける仕組みづくりを構築し、その効果は地域住民に還元されることから妥当であるとする。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	2包括圏域に1か所24時間体制での見守りの拠点を設置することで、要援護者が気軽に利用できるもので、補助効果があり、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	24時間体制が可能か社会福祉法人や医療法人を対象として、公募型プロポーザル方式による公募を実施し、選定委員会を開催し、交付先を決定するので、公平性が担保される。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	地域でいつまでも暮らしていける仕組みづくりを構築するため、東淀川区民の特別養護老人ホームへの入所者数が減少されることに事業による効果があるものとする。要介護度3以上の方の特養入所率が19.3%(H26.3末現在)以下
--------	--

(1) 補助内容

番号	221	所管	東成区役所まちづくり推進課				
名称	ふれ愛パンジーまちづくり活動支援事業補助金						
交付先	市民活動団体等						
交付目的	地域社会の課題に取り組む市民活動団体等の公益的な市民活動に対して補助を行うことにより、自律的・継続的な活動となるよう支援する。						
事業の概要	市民協働ステーションであるふれ愛パンジーを活用し、市民活動団体等が地域社会の課題解決に取り組む公益的な事業のうち、第三者委員会が選定した事業に対して補助対象経費(消耗品費、会議費等)の50%を上限に補助を行う。						
27算定額及び積算	補助対象経費1,000千円×補助率50%=500千円(1事業あたりの補助上限) 補助金額:500千円×2事業=1,000千円(平成27年度予算算定)						
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%(上限:500千円)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体						
性質別分類	その他事業補助						
終期	平成29年度						
公募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	本事業は、市民活動を活性化させるとともに東成区に市民活動を呼び込むきっかけとするものであり、その活動は広く区民に還元されるため、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	事業を行うにあたり最低限必要な経費の1/2を補助するものである。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	地域社会の課題が多様化・複雑化する中、限られた財源を有効に活用するには市民活動団体の自発的で多様な活動を育成、発掘し、活発化を促すことが重要であるため補助による支援が有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助金交付にあたっては、第三者による選定委員会において審議するため、公平性は保たれている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助金を活用する市民活動団体等の数・・・目標値:2団体 測定方法:補助金交付団体数
--------	--

(1) 補助内容

番 号	222	所 管	東成区役所保健福祉課		
名 称	地域に根差した医療・福祉・介護の連携推進事業補助金				
交付先	事業者等				
交付目的	だれもが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるよう、区民の在宅医療・在宅療養を支える身近な地域での区民の交流、地域の見守り、多職種連携等の拠点のためのハード整備事業、または、新たな啓発事業などに対し、補助金を交付する。				
事業の概要	東成区内において空き室等をリノベーションにより用途や機能を変更して在宅医療や在宅療養を支える施設を整備するための「拠点整備事業」や在宅医療や在宅療養に関する啓発を行う「場づくり」事業を実施する事業者等に対して事業に要する経費の1/2を補助する。				
27算定額及び積算	・拠点整備事業…1事業の補助上限額:2,000千円 ・「場づくり」事業…1事業の補助上限額:1,000千円を2事業 (助成金額は助成対象経費総額の1/2以内) 補助金額4,000千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	拠点整備事業…補助基準額:一、補助率:1/2(上限:2,000千円) 「場づくり」事業…補助基準額:一、補助率:1/2(上限:1,000千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成27年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	本事業は在宅医療の推進や認知症の早期発見・早期ケアなど重大な社会問題を解決するための補助であり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	事業を行うにあたり最低限必要な経費の1/2を補助しているものであるため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	今後在宅医療を勧めるうえで、行政だけでなく医師などの多職種や区民などが連携するとともに地域主体の取組みが重要であることから、側面的支援としての補助は有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助金交付にあたっては、第三者による選定委員会において審議するため、公平性は保たれている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	拠点整備事業…目標値:拠点整備1ヶ所 「場づくり」事業…目標値:1事業の参加者数50人以上 測定方法:実施報告書による
--------	---

(1) 補助内容

番 号	229	所 管	生野区役所市民協働課				
名 称	福祉有償運送運転者育成支援事業補助金						
交付先	福祉有償運送事業を実施しようとする者						
交付目的	地域住民等が主体となった福祉交通の担い手に対し補助金を交付することにより、地域の特性や実情、区内住民の移動手段のニーズにあった安定的な交通体系を構築し、便利で暮らしやすいまちづくりを目指す。						
事業の概要	新たに福祉有償運送にかかる運転手になろうとする者に対する講習会経費の補助。 補助率:1/2 補助上限:8,500円						
27算定額及び積算	補助対象経費17千円×補助率1/2×40人＝補助金額340千円(平成27年度予算算定)						
事業開始年度	平成26年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%(上限:8,500円)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	個人						
性質別分類	その他(個人に対する補助など)						
終 期	平成28年度						
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに 足りる公益性が認められる)	経費の財政的補助により、高齢者、障がい者などの移動の支援が期待されることから、補助を行うに足りる高い公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が 妥当かつ明確である)	補助対象期間を事業開始から3年間に限定し、補助率も1/2とするため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法 でなく補助によることが施策目的実現 に最適である)	委託や直接執行などではバス事業としての需要が見込めず採算性が困難であるため、地域団体などへ経費の財政的補助をすることにより、高齢者、障がい者などの移動の支援が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平 であり、交付先が適正に決定されてい る)	公募により募集するので公平性の高いものである。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	各年度の福祉有償運送運転者講習会受講者数 (平成27年度目標値 40人)
--------	---

(1) 補助内容

番 号	230	所 管	生野区役所市民協働課				
名 称	地域福祉交通ネットワーク構築事業補助金						
交付先	地域福祉交通のネットワーク構築を実施しようとする者						
交付目的	地域住民や民間事業者等が主体となった、地域福祉交通のネットワーク構築にかかる費用に対し補助金を交付することにより、地域の特性や実情、区内住民の移動手段のニーズにあった安定的な交通体系を構築し、便利で暮らしやすいまちづくりを目指す。						
事業の概要	生野区において、地域福祉交通にかかるネットワークを構築しようとする事業者に対する事業実施経費の補助 補助対象：生野区地域福祉交通ネットワーク構築事業にかかる事務費、人件費等 補助率：1/2 補助上限：500千円						
27算定額及び積算	補助経費1,000千円×補助率1/2×1事業者＝補助金額500千円 (平成27年度予算算定)						
事業開始年度	平成27年度	交付方法	通常払い(補助金額確定後)				
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額：一、補助率：50%(上限：500千円)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体						
性質別分類	その他事業補助						
終 期	平成29年度						
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	経費の財政的補助により、高齢者、障がい者などへの移動の支援が期待されている。地域の実情やニーズに対応した、安定的な交通が確保される。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象期間を事業開始から3年間に限定し、補助率も1/2とするため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	委託や直接執行などではバス事業としての需要が見込めない。地域団体などへ経費の財政的補助をすることにより、高齢者、障がい者などへの安定的な移動の支援が期待でき、便利で暮らしやすいまちづくりに繋がる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により募集するので公平性の高いものである。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	各年度における、生野区内での福祉有償運送利用者の新規登録者数 (平成27年度目標値：30人)
--------	---

(1) 補助内容

番号	232	所管	生野区役所保健福祉課		
名称	高齢者食事サービス事業補助金				
交付先	各地域高齢者食事サービス委員会等				
交付目的	高齢者の健康増進と地域社会との交流を促進するため、地域において食事サービスを実施する事業者等に対して補助を行う。				
事業の概要	単身の高齢者、高齢者のみ世帯等を対象に、地域社協がボランティアの協力を得て地域施設等において会食又は配食サービスを実施する事業に対して、食事にかかる費用や食事サービス運営に必要な費用等を1/2補助する。				
27算定額及び積算	・活動費(食事にかかる費用):6,730,000円(@200×33,650食) ・運営費576,000円 補助金額:7,306千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:食事費1食200円、消耗品費等 年額12,000~84,000円、補助率:50%(上限:-)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	本事業の対象者である、ひとり暮らし高齢者及び夫婦のみ世帯の割合が高く、今後、高齢者がますます増加する中、ひとり暮らし高齢者等の地域での孤立防止や認知症の早期発見のために、見守りや閉じこもり予防の取り組みが求められており、地域の在宅高齢者等が安心して健康に暮らすために、本事業の果たす役割は極めて大きい。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費を食事にかかる経費や会場使用料等に限定しており、補助率も1/2としていることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	補助事業者がボランティアの協力を得て地域のニーズに応じた会食・配食を創意工夫を凝らして実施しており、補助によることが最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により選定するため、公平性の高いものである。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	本事業の目的である高齢者の健康増進と地域社会との交流について、利用者がどの程度効果を感じているかアンケートを実施する。 (目標) ①食事サービス事業を利用することが、生きがいや健康づくりにつながったと答えた人の割合・・・90%以上 ②食事サービス事業を利用することによって、地域の人との交流が増えたと答えた人の割合・・・90%以上
--------	--

(1) 補助内容

番号	240	所管	城東区役所保健福祉課		
名称	高齢者食事サービス事業				
交付先	各地域高齢者食事サービス委員会				
交付目的	区内に居住するひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯等を対象に食事サービスを行う地域高齢者食事サービス委員会に対して補助金を交付し、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る。				
事業の概要	高齢者食事サービス事業を実施する委員会に対して、実施に要する活動費、運営費の1/2を補助する。				
27算定額及び積算	(補助対象経費) ・活動費: 11,954,900円 (@529.8円(平均単価) × 22,565食) ・運営費: 3,102,076円 (計) 15,056,976円 (補助金額) 補助対象経費15,056,976円 × 補助率50% = 7,258千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額: 食事費1食250円、消耗品費等 年額10,000~180,000円、検便費1人年1回500円、補助率: 50%(上限: -)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/> () 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/> () 無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	本事業の対象者である、ひとり暮らし高齢者及び夫婦のみ世帯の割合が本市の特性として高く(高齢者全体の7割弱。これは、全国平均より高く、政令市の中でも最も高い)、今後、高齢者がますます増加する中、ひとり暮らし高齢者等の地域での孤立防止や認知症の早期発見のために、見守りや閉じこもり予防の取り組みが求められており、地域の在宅高齢者等が安心して健康に暮らすために、本事業の果たす役割は極めて大きい。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費を食事にかかる経費や会場使用料等に限定しており、補助率も1/2としていることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	ボランティアの協力を得て地域のニーズに応じた会食を創意工夫を凝らして実施しており、補助によることが最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により補助金交付先を選定しており、公平性がある。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	(目標) ①食事サービス事業を利用することが、生きがいや健康づくりにつながったと答えた人の割合…90%以上 ②食事サービス事業を利用することによって、地域の人との交流が増えたと答えた人の割合…90%以上
--------	---

(1) 補助内容

番 号	241	所 管	城東区役所保健福祉課		
名 称	一時保育事業補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に、一時保育事業において保育サービスを提供する法人に補助金を交付し、乳幼児の福祉の増進を図る。				
事業の概要	一時保育事業を実施する法人に対して、必要な担当保育士の人件費等を延べ利用児童数から補助基準額により算出のうえ、その金額を補助金として交付する。				
27算定額及び積算	・基本分…補助対象経費1,350千円×補助率100%×1カ所=1,350千円 ・加算分…補助対象経費2千円×補助率100%×542人(1・2歳利用)=1,084千円 補助金額:2,434千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	・基本分 年間延べ利用人数 25～ 300人未満…補助基準額 450千円/1カ所 年間延べ利用人数300～ 900人未満…補助基準額1,350千円/1カ所 年間延べ利用人数900～1,500人未満…補助基準額2,430千円/1カ所、補助率100%(上限:ー) ・加算分(生活保護世帯・市民税非課税世帯利用料減免) 0歳児…補助金額額2.7千円/人 1・2歳…補助基準額2千円/人 3歳児以上…補助基準額1.2千円/人、補助率100%(上限:ー)				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/3)	府 <input checked="" type="checkbox"/> (1/3)	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	半日利用など多様化するニーズを充足させるとともに、区内一時保育事業実施施設(市事業)が南部に集中していることなどから必要性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	就学前児童の成長・発達のためにも必要な事業であり、国の制度に準じて実施している。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	ノウハウのある事業者に補助を行うこと。さらには利用時間による料金設定をすることで、多様化する様々な保育ニーズに応えることができる為。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募による応募事業者を選定委員会により選定するため公平性がある。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	事業の利用者数 平成29年度目標:年間延べ700名、測定方法:事業者からの実績報告による
--------	---

(1) 補助内容

番号	248	所管	阿倍野区役所保健福祉課		
名称	高齢者食事サービス事業補助金				
交付先	各地域高齢者食事サービス委員会等				
交付目的	阿倍野区に居住するひとり暮らし・ねたきり高齢者等に対して、地域施設で会食等の食事サービスを実施する事業者に対して補助を行うことにより、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を深め、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る。				
事業の概要	食事サービス事業を実施する事業者に対して、食事サービス事業の実施に要する食材費などの食事にかかる経費と、活動に必要な消耗品費・使用料等の運営にかかる経費の総額の1/2を上限に補助する。				
27算定額及び積算	(補助対象経費) ・活動費(食事にかかる費用):6,766,560円(補助金@250×11,844食+利用料3,805,560円) ・運営費1,365,187円 (計)8,131,747円 (補助金額) 補助対象経費8,131,747円×補助率50%=4,066千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度	交付方法	概算払(分割)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:食事費1食250円、消耗品費等 年額40,000~220,000円、検便費1人年1回500円、補助率:50%(上限:-)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成28年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	本事業の対象者である、ひとり暮らし高齢者及び夫婦のみ世帯の割合が本市の特性として高く(高齢者全体の7割弱。これは、全国平均より高く、政令市の中でも最も高い)、今後、高齢者がますます増加する中、ひとり暮らし高齢者等の地域での孤立防止や認知症の早期発見のために、見守りや閉じこもり予防の取り組みが求められており、地域の在宅高齢者等が安心して健康に暮らすために、本事業の果たす役割は極めて大きい。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費を食事にかかる経費や会場使用料等に限定しており、補助率も1/2としていることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	地域食事サービス委員会等が地域社協とともにボランティアの協力を得て地域のニーズに応じた会食・配食を創意工夫を凝らして実施しており、補助によることが最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	本事業は、地域の福祉コミュニティの醸成に大きく貢献しており、引き続き地域づくりを進めるために必要であるが、実施団体の公平性から平成26年度から公募により事業者を決定し実施している。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	本事業の目的である高齢者の健康増進と地域社会との交流について、利用者がどの程度効果を感じているかアンケートを実施する。 (目標) ①食事サービス事業を利用することが生きがいや健康づくりにつながったと答えた人の割合…90%以上 ②食事サービス事業を利用することによって地域の人との交流が増えたと答えた人の割合…90%以上
--------	--

(1) 補助内容

番 号	253	所 管	住吉区役所教育文化課				
名 称	住吉魅力PR補助金						
交付先	地域の実行委員会等						
交付目的	地域住民等が住吉区の歴史・文化・自然資源を活用し、住吉の魅力を発信する文化的事業を実施する活動を通じて、まちの活性化を図ることを目的とした文化事業を行った地域団体等に対し、イベント運営等事業にかかる補助金を交付する。						
事業の概要	<p>区の「住吉魅力PR補助金」を活用して住吉区の魅力を発信する事業イベントを開催した実行委員会等(2団体)に、イベント運営にかかる経費を補助する。</p> <p>補助内容:出演者等謝礼、パンフレットポスター等の印刷製本費、イベントにかかる保険料、会場使用料、会場設営等にかかる委託料等の1/2に相当する額について、100万円を上限として補助。</p> <p>補助率:1/2</p>						
27算定額及び積算	<p>補助対象経費2,000千円×補助率1/2=1,000千円(補助上限1,000千円)</p> <p>1,000千円×2団体=補助金額2,000千円(平成27年度予算算定)</p>						
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(一括)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%(上限:1,000千円)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体						
性質別分類	イベント、大会等事業補助						
終 期	平成29年度						
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域住民自らが、歴史・文化・自然資源など住吉区の魅力を発掘し、PRすることを通じて、地域の特色を活かしたまちづくり、地域の活性化をめざすことが補助目的であることから、補助を行う公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費の詳細については、文化事業イベント等に必要な経費(出演者等謝礼、パンフレットポスター等の印刷製本費、イベントにかかる保険料、会場使用料、会場設営等にかかる委託料等)としており、妥当である。補助率については補助金のあり方に関するガイドラインの原則に基づき50%としており妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	地域住民等で構成される実行委員会等が主体的に実施する事業に対し、行政が財政支援を行うことにより、地域住民自らが住吉区の歴史・文化の発掘、発信を積極的に行うなど、地域の特色を活かしたまちづくり、地域の活性化をめざすといった補助目的の達成が見込まれるため、補助によることが施策目的実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付団体については、広く公募の上、審査委員会において決定されることから、公平かつ適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助対象イベント等への参加により住吉区の歴史・文化に興味をもった区民が、イベント参加者の50%以上(イベント参加者アンケート等により効果測定を行う。)
--------	---

(1) 補助内容

番 号	258	所 管	東住吉区役所保健福祉課		
名 称	高齢者食事サービス事業補助金				
交付先	各地域高齢者食事サービス委員会				
交付目的	高齢者の健康保持やいきがいづくりや地域の福祉コミュニティの醸成のため、地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して補助を行うことにより、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る。				
事業の概要	地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して、地域施設での会食等の提供の実施に要する食材料購入経費及び報償費等の1/2を補助する。(食材料費・弁当代経費については補助基準額:250円、ボランティア検便経費については補助基準額:205円、活動に必要な経費については補助基準額:12,000円~89,000円)				
27算定額及び積算	(補助対象経費) ・活動費(食材料費・弁当代経費等):7,809,734円(@480(平均)×16,420食) ・運営費(活動に必要なボランティア検便経費等):1,356,969円 (計)9,166,703円 (補助金額)補助対象経費9,166,703円×補助率50%=4,584千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度	交付方法	概算払(一括)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	・活動費(食材料費・弁当代経費)…補助基準額:250円、補助率:50%(上限:—) ・運営費(活動に必要な施設使用経費等)…補助基準額:12,000円~89,000円(実施回数による)、補助率:50%(上限:—) ・運営費(ボランティア検便経費)…補助基準額:205円、補助率:50%(上限:—)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助及び団体運営費補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	今後、高齢者がますます増加する中、ひとり暮らし高齢者等の地域での孤立防止や認知症の早期発見のために見守りや閉じこもり予防の取り組みが求められており、また、地域のボランティア活動、特に高齢者が参加しやすいボランティア活動であることから、各地域における本事業の果たす役割は極めて大きく、今後とも充実を図っていく必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	食材料費・弁当代経費といった補助対象経費の総額の1/2を上限に補助するため、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	地域の高齢者やボランティアが食事をともにしてふれあうことは、高齢者の健康保持やいきがいづくりに寄与するとともに、地域の福祉コミュニティの醸成にも大きく貢献しており、公益性が高い事業であるため、活動団体が主体的に行う事業に対して補助をするかたちが適切である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募制により事業者を決定している。 地域住民を含むボランティアによる委員会設置(※法人の場合は不要であるが類似事業実施実績が必要)等の要件を満たしていれば全て事業者として採択している。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	利用者に対してアンケート調査を実施。 「食事サービスを利用することが、生きがいや健康づくりにつながっている」…目標値:90%以上。 「食事サービスの利用に満足している」…目標値:90%以上。
--------	---

(1) 補助内容

番 号	261	所 管	西成区役所総務課		
名 称	簡易宿所設備改善助成金				
交付先	西成区内において簡易宿所等を経営する事業者(法人・個人)				
交付目的	ビジネス・観光客受入のために設備の改善等を行う区内の簡易宿所事業者に対して、助成金を交付することにより、観光客受入施設の増加を促し、地域の活性化を図るとともに、大阪全体の観光客受入体制の整備につなげる。				
事業の概要	ビジネス客・観光客受入のために設備の改善等を行う区内の簡易宿所事業者に対して、シャワールーム・トイレ・IT環境(Wi-Fi環境)・客室整備(畳のフローリング化等)・看板(英語表記)の整備に要する工事費の1/2の額を助成する。(補助上限:200万円)				
27算定額及び積算	1施設の助成金限度額2,000千円×10施設=20,000千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%(上限:2,000千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	区内への観光客等の増加などによる地域の活性化につながるとともに、観光客等の宿泊場所を増加させ、大阪市全体の観光客受入体制の整備にも資するため、公益性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費がビジネス・観光客等の受入のために不可欠な設備改善の工事に限定されており、金額についても標準的な価格により積算されており、補助率も2分の1のため、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	事業者に対する補助を行うことにより、設備改善費用の負担が軽減され、観光客等の受入体制整備が促進されることにともない、区の観光分野での活性化を誘発するため有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により募集し、本市が選定した事業者に対して補助金を交付することから、公平かつ適正に決定されることになる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標値:この制度を利用したビジネス・観光客受け入れ客室数100室 測定方法:この制度利用者へのヒアリング及び、事業計画による
--------	---

(1) 補助内容

番 号	265	所 管	西成区役所保健福祉課				
名 称	簡易宿所等防犯カメラ設置補助金						
交付先	西成区内において簡易宿所等を経営する事業者(法人・個人)						
交付目的	区内において、治安の向上を求められているエリアの課題に対応するため、簡易宿所等の経営者で防犯カメラの新設を希望する者に対して、本体購入費等の補助を実施することにより、犯罪発生率の低下を目指す。						
事業の概要	簡易宿所等の経営者で防犯カメラの新設を希望する者に対して、防犯カメラ設置事業の実施に要する本体購入費・取付工事費等の1/2を補助する。(補助上限:10万円)						
27算定額及び積算	補助対象経費 200千円×補助率 1/2=100千円(補助上限:100千円) 補助金額 3,000千円【100千円×30台】(平成27年度算定額)						
事業開始年度	平成27年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称	-						
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%(上限:100千円)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	法人						
性質別分類	その他事業補助						
終 期	平成28年度						
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	防犯カメラを設置する簡易宿所等の増加は、設置施設のみならず、地域の治安向上に資する事業であり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率は1/2を超えていない。補助対象経費は、本体購入費・取付工事費等の事業と関連する経費に限定されている。一般的に来客を撮影する標準的な防犯カメラであれば、20万円で購入できるため、対象経費額も妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	あくまで、簡易宿所等の設備設置であるから、補助にて事業実施すべきである。警察の指導・依頼により、防犯カメラの設置を検討している事業者もあり、補助を行うことによる設置促進が見込まれることから有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助効果が見込まれる地域について、警察と協議の上でエリア指定を行う。エリア内での申込みは、公募で採択することにより公平性を担保する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	平成27年度 防犯カメラの設置 目標値:30台 測定方法:単年度ごとにおける防犯カメラの設置台数による
--------	---

(1) 補助内容

番号	266	所管	西成区役所保健福祉課		
名称	高齢者・障がい者買い物支援事業補助金				
交付先	買い物支援を通じて高齢者・障がい者の見守り活動を行う者				
交付目的	徒歩圏内に生活必需品を買うことができる店舗が激減し、公共交通機関の利便性も悪いことから、高齢者等が孤立化している地域において、移動販売による買い物支援を通じて高齢者等の見守り活動を行う者に対して、補助を実施することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できることを目的とする。				
事業の概要	買い物支援を通じて高齢者・障がい者の見守り活動を行う者に対して、買い物支援事業を5年以上実施することを条件とし、同事業の実施に要する移動販売車の購入・改造経費の1/2を補助する。(補助上限:270万円)				
27算定額及び積算	補助対象経費5,400千円×補助率1/2=2,700千円(補助上限2,700千円) 補助金額2,700千円(平成27年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率50%(上限2,700千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	個人				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成27年度				
公募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	対象地域は、生活必需品を購入可能な店舗が激減し、公共交通機関の利便性も悪いため、移動販売車による買い物機能の確保・維持することで高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活しやすくなる。また、高齢者等の見守りも行え、地域コミュニティの維持につながるため、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は、移動販売車購入・改造経費のみとし、日数・販売品目等実施条件を設定することや、最低5年間の事業継続を補助条件としており妥当である。また、補助率についても、補助金等のあり方に関するガイドラインに則り、補助率を1/2としており、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	移動販売という事業の性質上、民間事業者が主体的に実施するため、補助の手法が有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助金の交付決定にあたっては、公募を行った上で、有識者による選定委員会を設置し、費用・販売方法・有効性等を審査のうえ選定するため、公平・適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<p>【目標】本事業による移動販売車の利用者数(1日平均80人)に加え、アンケートを実施し(有効回答200人以上目標)、買い物環境の改善が図られたとする回答及び今後も利用を継続する回答が70%以上となることを目標とする。</p> <p>【効果測定方法】事業者による利用者数の計測及び、アンケート実施。</p>
--------	--

3. 補助金等の見直し(施策・事業の見直し対象事業を除く)

※項目数及び効果額は24～26年度分を含めた合計

①補助金

ア 廃止 30項目 効果額▲237百万円

【主なもの】

事項名称	効果額	時期	備考
男女共同参画施策推進基金補助金	0千円	H27	事業の見直しによる廃止(歳出▲800千円)
障がい児(者)歯科診療施設補助金	▲10,341千円	H26	社会情勢の変化等により役割を終えたため廃止
防犯カメラ設置費補助	▲9,370千円	H26	新規受付はH22終了済み
民間児童福祉施設予備職員等雇用費補助金(乳児院夜間勤務)	▲17,637千円	H25	措置基準の改定により補助の必要性が薄れたため廃止
モーダルシフト補助金	▲80,000千円	H24	事業スキームの見直しによる廃止
大学等立地促進助成金	▲65,765千円	H24	社会経済情勢の変化等により役割を終えたため廃止
大阪府医師会看護師充足養成事業補助金	▲17,100千円	H24	社会経済情勢の変化等により事業効果が薄れたため廃止

イ 他制度への移行 2項目

事項名称	効果額	時期	備考
障がい者情報バリアフリー化支援事業助成		H26	重度障がい者日常生活用具給付等事業(扶助費)へ移行
知的障がい児通園施設通園バス運行費等補助金		H24	障がい者自立支援制度へ移行

ウ その他の見直し 14項目 効果額▲44百万円

【主なもの】

事項名称	効果額	時期	備考
大阪府防犯協会連合会に対する補助金	▲1,500千円	H26	補助対象の見直し
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業補助金	▲12,546千円	H25 H24	H25補助率を1/2に見直し H24補助対象の見直し▲614千円
HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助	▲6,250千円	H24	補助対象の見直し
HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助	▲1,050千円	H24	補助対象の見直し

②交付金

ア 廃止 3項目 効果額▲73百万円

事項名称	効果額	時期	備考
国有資産等所在市町村交付金	▲1,097千円	H26	公立大学法人への資産出資に伴い廃止
指定搬入路による廃棄物の搬入にかかる有料道路通行料金交付	▲72,040千円	H25 H24	H25廃止 H24積算単価の見直し▲3,735千円
ボランティア活動振興基金交付金	0千円	H24	社会福祉協議会への直接寄附へ転換(歳出▲100,000千円)

イ 交付金を廃止のうえ、事業補助へ転換 1項目 効果額▲3百万円

事項名称	効果額	時期	備考
高齢者入浴割引事業交付金	▲3,275千円	H24	交付金を廃止し、対象事業を精査のうえ事業補助へ転換

ウ その他の見直し 1項目 効果額0百万円

事項名称	効果額	時期	備考
大阪国際交流センター事業交付金	0千円	H26 H25 H24	対象事業の見直し(歳出▲90,767千円)

③分担金

ア 廃止 59項目 効果額▲341百万円

【主なもの】

事項名称	効果額	時期	備考
コミュニティ・ツーリズム支援推進事業にかかる分担金	▲6,757千円	H27	民間へ移行
児童福祉施設職員研修会分担金	▲413千円	H27	事業の見直しによる廃止
大阪周遊システムにかかる分担金	▲23,000千円	H26	民間へ移行
関西国際空港集客・利用促進事業分担金	▲91,800千円	H25	統合後の新関西空会社の経営が本格化し、基礎自治体としての役割が終了したため廃止
星空コンサート分担金	▲28,553千円	H25	事業の見直しによる廃止
芸術創造活動支援事業にかかる分担金	▲20,000千円	H24	一定の成果が得られたため廃止

イ 分担金を廃止のうえ、事業補助等へ転換 11項目 効果額▲14百万円

【主なもの】

事項名称	効果額	時期	備考
オータム・チャレンジ・スポーツ開催分担金	▲11,327千円	H24	分担金を廃止し、対象事業を精査のうえ直接執行へ転換
姉妹都市協会等分担金(6項目)	▲1,380千円	H24	分担金を廃止し、対象事業を精査のうえ事業補助へ転換

ウ その他の見直し 23項目 効果額▲83百万円

【主なもの】

事項名称	効果額	時期	備考
環境ビジネス支援事業分担金	▲600千円	H27	事業規模の見直し
大阪クラシック分担金	▲12,885千円	H26	アーツカウンシルの評価を踏まえ事業規模を見直し、(一財)地域創造の助成金を確保
消費者支援施策の府市連携事業分担金(2項目)	▲4,968千円	H26 H25	事業実施手法の見直し
大阪市長杯2014世界スーパージュニアテニス選手権大会分担金	▲3,500千円	H26 H24	分担割合の見直し

④国関係法人等への支出

◆廃止・見直し等 19項目 効果額▲1百万円

事項名称	効果額	時期	備考
各種講習会・検査手数料等	▲428千円	H24	廃止 18項目 ▲360千円 見直し 1項目 ▲68千円

**補助金等の見直し
全体の削減効果額** (一般財源ベース)

27年度効果額 ▲1,183百万円

※団体運営補助・施設運営補助等の削減効果額(▲387百万円)を含む

※28年度以降についても引き続き点検・精査を図っていく